

平成27年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月10日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高梨 弘人 君	3番 久我 恵子 君
4番 照川 由美子 君	5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君
7番 戸坂 健一 君	8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君
10番 末吉 定夫 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩瀬 洋男 君	14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君
16番 寺尾 重雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 藤平 喜之 君
企 画 課 長 関 富夫 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 渡辺 茂雄 君
介 護 健 康 課 長 大鐘 裕之 君	生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君
福 祉 課 長 花ヶ崎 善一 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 関 善之 君	観 光 商 工 課 長 酒井 清彦 君
水 道 課 長 岩瀬 健一 君	会 計 課 長 岩瀬 義博 君
教 育 課 長 軽 込 貫一 君	社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目羅 洋美 君	議 事 係 長 植村 仁 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第2号
第1 一般質問

開 議

平成27年6月10日（水） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16名で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、土屋元議員の登壇を許します。土屋元議員。

〔14番 土屋 元君登壇〕

○14番（土屋 元君） 皆さん、こんにちは。私は自由民主党勝浦市支部所属で、市議会会派は自由改革クラブの土屋元でございます。まず最初に、4期目の今回、集大成として臨みたいと思います。私は、7日間の選挙戦、市民が主役のまちづくり、市民の市民による市民のためのまちづくりをスローガンにして戦ってまいりました。市議会議員の一番の役目は、市民の皆様のお声をより多くお聞きして、取り入れ、勝浦市政に伝えていく、働きかけていく。私は、いつも皆様のお声を、墨名区の思いを、勝浦の夢を、皆様の代弁者として議会、行政に届け、提案し、強く要望し、この身を投げ捨て働かせていただきたいと訴えてまいりました。このような覚悟をもって政治、議会活動に臨みますので、市長さんを初め執行部の皆様、何とぞよろしく願います。

さて、この議会から初めての大きな出来事が3つございます。1つは、勝浦市議会史上初、女性議員の誕生です。それも、お2人のすてきな女性議員の誕生です。今回の選挙戦を総括させていただければ、お2人の女性陣に私たち男性陣が完敗したのではないかと、私は強く思っております。市民は、新しい改革、新しい風を期待しているでございます。今は女性が2人、男性が14人ですが、8年後には恐らく女性が6人、男性が6人の議会模様になっているものと私は予想しております。お2人のこれからの活躍を心からご期待申し上げます。

次に2点目は、この6月議会から導入されました、インターネット録画中継システムによる市議会の透明化でございます。このシステムにより、議会に傍聴に来られなくても、いつでも、お好きなときに、応援、支援している議員や、気になる議員から、また興味ある審議、質問内容からも簡単に選んで、かつ、お好きなだけ見て聞くことができます。私たちは多くの市民に見られていることの自覚を持ち、より明快で有意義な議会としなければならない責任があります。

最後の3点目は、このたびの市議会議員選挙の時期の意義についてでございます。今までは、ご存じのように2月に市長選挙、4月に市議会議員選挙が実施されておりました。市長選挙公約を市民が判断され、市長が決定、それを受けて市議会議員選挙公約を市民が判断され、市議

が決定されてまいりました。今回からは市議選が先に執行され、多くの市民の声がそれぞれの公約に生かされて、つまり16人の公約が市民の大多数の方々から支持、承認された公約であります。7月に行われる予定の勝浦市長選挙に、猿田市長を初め立候補を予定される方々にとっては、まさに公約づくりに大いに参考とされるべき選挙ではなかったかと思えます。また、それに加えて、今回の議会で一般質問をされる7名の詳しい質問内容も、これまた大変参考になるものと思うものであります。市民の皆様への心の代弁者と負託されました16名の同僚議員の質問や質疑内容に真摯に向き合ってください、明快でわかりやすいご答弁を心からお願いしたいと思えます。

それでは、私から、大きく2つの柱に分けて質問をさせていただきます。1つは、過去に質問、提案またはご指摘させていただきました案件、並びに地域住民を悩ませている地域課題についての対応について質問いたします。2つ目は、これからの市政のあり方や方向性についてであります。

それでは、1つ目の過去に提案もしくは指摘させていただきました案件から始めさせていただきますところですが、まず冒頭の質問として、今回の勝浦市議会選挙に伴う開票速報の報道のあり方についてをお尋ねいたします。今回の開票報道の事前の方針はどうであったのか、また、千葉テレビ放送よりおくれて、防災無線によって開票速報放送がおくれた理由をお尋ねいたします。

次に、本題の質問に移ります。質問順序が通告と違って順不同になるかもしれませんが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

まず、昨年12月議会で緊急提案いたしました2件についてお尋ねいたします。その第1点は、小学生の登下校の際に、交通災害から頭部を防護する方法として提案いたしました強化プラスチック製の黄色のヘルメットの導入検討経緯や結果についてであります。これは昨年度、行政視察の際、長野県佐久市の16校約6,000人の、十数年前からの導入事例に基づいての提案でございました。

次に、勝浦中学校の南側通学路坂道、塩田病院から上がっていく通学路でございますが、排水側溝へのふたかけによる通学・通行者安全対策への対応検討結果についてでございます。これは、もとはといえば、勝浦中学生からの危険個所の改善要望からのご意見でございました。

2といたしまして、地域別課題ですが、それぞれの地区の多くの皆様の悩み事の心の代弁者として、今回は幾つかの的を絞りお尋ねいたします。

まず1としては、長年の大きな課題であります、通称ニュー黒潮台住宅地の課題であります。道路の路面整備、でこぼこ状態の継続の件と、排水処理の改良について、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

2として、若潮台住宅地におきましては、防災無線が聞き取りにくく、その解消を要望されていますが、その検討結果についてもお尋ねいたします。

3としまして、勝浦駅北口住宅地、駅裏の特に排水側溝の構造や勾配条件による排水処理の水回り状態の問題解決について、どのように対応されていくのか、お聞かせください。

4といたしまして、勝浦駅北口に沿って流れる川の道路路肩、市営駐車場に至るところでございますが、その損壊が激しくなっております。その道路の不良、危険個所の改善及び大雨の際に墨名川への排水処理の対応については、どのように検討されているのか、お聞きします。

次に、5といたしまして、串浜春日台地区から荒川線に上がる道路側溝における雨や枯れ葉による側溝排水目詰まり状態の処理課題について、どのような対応を考えてくれるのか、お聞きします。

6といたしまして、小中学生の通学安全対策として、墨名区天理教前の地先の丁字路交差点の改良問題についてお尋ねいたします。これについて、改良問題、信号機の設置等を含めて、どのような検討がなされていたのか、お聞かせください。

7といたしまして、勝浦駅前ロータリーの環境整備と案内懸垂幕掲示ポールの設置依頼の検討についてお尋ねいたします。

8といたしまして、各種公的施設の案内看板や施設標示標識の適切な維持管理について、維持管理のためにどのような維持管理要綱等を定め、どのように管理されているのか、お尋ねいたします。

9といたしまして、キョンの被害は全市域に及ぶと思われませんが、特にミレーニア住宅地に出没するキョンの被害防止対策についてはどのように考えておられるか、お尋ねします。

最後に10として、浜行川地区の行川アイランド跡地の開発計画の進捗状況についてをお尋ねいたします。

次に、大きな2つ目の柱といたしまして、これからの市政の取り組み方や方向性についてお尋ねいたします。このたびの市議会議員選挙で有権者の皆様との対話の中、また長年、市民の皆様とのヒアリングの中に数多くの課題やご指摘がございました。その中で今回は絞って質問させていただきます。

まず、地方創生戦略についてであります。勝浦市も、国の戦略に対応すべく、企画課に新たに地方創生戦略班が設置されました。そこでお尋ねいたします。勝浦市の計画の策定は本年12月ぐらいにできるとお聞きしていますが、現在どのような策定状況であるのか、基本方針「まち・ひと・しごと創生」づくりの各編についても策定途中状況をお聞かせください。

次に、7月の市長選挙に立候補を表明されております猿田市長にあっては、公約づくりに、どのように今現在リンクされるおつもりなのか、お聞きしたいと存じます。

次に、今回の市議会議員選挙に際しまして、土屋元の、私の公約提案といたしまして、ご質問いたします。

まず1点目は、人づくりについてでございます。今回の地方創生戦略の策定に際しましては、緊急優先政策としてぜひご考慮に入れていただきたい案件として、国際武道大学との強い連携であります。基本は、包括協定会議を通して協議され、協定案や創生戦略案づくりがされていくのではないかと思います。私からの提案・質問、その1は、勝浦市国際都市化推進員制度の導入であります。その具体策といたしまして、まずは国際武道大学生による第2のふるさと特別大使の活用であります。開校以来31年が過ぎ、約1万5,000名の卒業生が巣立っております。このことは大変な人材の宝であります。過去の実施計画の中で観光大使の導入趣旨を踏まえ、今回は留学生を巻き込んで勝浦市国際交流観光大使制度を導入し、2020年東京オリンピックを控え、国際化の進展とともに、枠を留学生まで広げて育成してはとの提案でございます。どのようにお考えか、お聞かせください。

その第2として、国際武道大学生のためのワンコイン100円朝食化応援補助制度の提案でございます。既に首都圏の大学を中心に100円朝食化補助制度を導入されている学校がございます。

私の母校専修大学を初め慶應義塾大学等々、今たくさん出てきております。新入生を初め、住民登録を積極的に促して、多くの学生を応援できる仕組みづくりが大切ではないでしょうか。その補助する趣旨は、学生への経済的支援のみならず、規則正しい食生活指導、応援につながるのではないのでしょうか。そこで自治体からの応援制度として採択されることを望みますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせ願います。

次に、3といたしまして、国際武道大学の建学理念に基づき、昨年9月に実施されました武道大学演武団の国際親善を国に積極的に働きかけ、勝浦市しかできない国際平和親善外交の役を提案してPRされたらどうなのか、この件についてもお考えをお聞きします。

次に、2点目のものづくりについてお尋ねします。勝浦市の将来都市像は、2022年を見据え、まちづくりの3つの基本理念を掲げております。1、市民と行政が知恵と力を出し合って行動する協働のまちづくり。1、地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり。1、笑顔に満ち、未来につながる希望のあるまちづくり。現在、勝浦市には多くの観光客がいらっしやっています。いらっしやる理由は、朝市を筆頭にさまざまあると思いますが、現在は勝浦タンタンメンの人気であると思います。これだけの人たちが来ていただける機会を活かさない手はありません。このチャンスを逃さないことが必要と感じています。そこでお尋ねいたします。勝浦市におきましては、地域の宝のうちから、どのようなものから、どのように始めていかれるのか、お聞かせください。

次に、3点目はまちづくりについてお尋ねします。私は、まちなぎわいを増すには、まず、まちの中のにぎわいづくりからスタートすべきだと考えています。私自身として、自分ができる行動の事業としては、1つは、花によるまちづくり、2つは、おもてなしづくりによるまちづくりを掲げております。それらの中で現在、駅前通り、まちの中を、花によるまちづくりをいろいろ提案し、また実施させていただいております。また、おもてなしづくりのまちづくりは、市民あるいは観光客の方が気軽に立ち寄れるようなチャレンジショップ的なものを今現在計画中でございます。そこで、勝浦市ではどのような手段で今後の交流の増加策を具体的にお考えか、お聞かせください。

次に、元気な商店街づくりの推進として、実施計画があります。各種の施策事業のうち、空き店舗対策事業がございます。施策では長期的・短期的な視点に立って空き店舗の促進を図りますとありますが、そこで、どのように推進を図られているのか、具体的にお尋ねいたします。

以上、登壇しての最初の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの土屋議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、去る4月26日執行されました勝浦市議会議員の一般選挙の開票速報の件であります。選挙管理委員会では、「開票事務で大事なことは、選挙の結果を選挙人に一刻も早く、正確に知らせること」として、開票時に開票事務従事者に指示をし、さらには選挙立会人にも協力を求めたところであります。今回の開票状況の広報につきましては、前回選挙の際に住民から防災行政無線による開票状況の放送がうるさいとの苦情が多数寄せられたため、開票結果を1回だけ放送することを方針とし、開票状況につきましては、市役所1階ロビー及び市役所4階の開票所前の廊下に、午後10時、午後10時30分現在を掲載することとしたとのことであります。

また、千葉テレビによる報道より防災行政無線による開票結果がおくれた理由についてありますが、多方面からの電話等の問い合わせに追われ、事務処理がおくれたとの報告を受けております。今後は、開票状況及び開票結果の周知の方法につきまして選挙管理委員会と協議をし、少しでも早く、正確にお知らせできるように改善してまいりたいと考えております。

次に、地域別課題への検討、対応策について申し上げます。

1点目のニュー黒潮台住宅地内の市の管理物となっていない道路と排水路の整備関係ですが、これまで、道路につきましては路面損傷などによる簡易な合材補修を、また、排水路につきましては、詰まりや堆積物の撤去などを行ってまいりました。当該道路等は建設後約40年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、市に改修の要望が多く寄せられておりましたが、民有地であるため、市といたしましてもその対応に苦慮しておりました。市の管理道路とするために、平成23年度に道路用地の寄附をお願いし、平成26年度に3筆の寄附の受納が完了いたしました。今後も寄附をお願いし、共有名義人の一人に勝浦市が名を連ね、市道認定をすることを基本に道路等の整備を行ってまいりたいと考えております。

2点目の若潮台住宅地の防災無線についてであります。今後、電波利用における、デジタル化への移行を計画しておりますので、これとあわせて、難聴地域の解消に努めてまいりたいと考えております。また、市で携帯電話等に配信しております防災メールの登録を行っていただきますと、ほとんどの放送と同じ内容をメールで見ることができますので、今後ともメール登録の推進を図ってまいりたいと考えております。

3点目の勝浦駅北口の住宅地、いわゆる苗代台住宅地の排水整備についてであります。本住宅地は、その地形が北側に丘陵部を背にした平たん地であること、また、墨名川上流部に当たる河川断面が狭いことなどから、集中豪雨時には浸水被害が発生する危険があると考えております。そのため、側溝の排水機能を改善するため、平成15年度及び平成24年度に側溝の敷設替えを実施し、また、平成23年度に水路内の体積土の撤去を実施し、河川の流下能力の向上を図ってきたところであります。今後も災害防除の観点に立った管理を行ってまいりたいと考えております。

4点目の勝浦駅北口に沿って流れる水路及び道路の整備についてであります。当該水路と道路用地は、大部分がJR用地となっております。これは鉄道を敷設した際の赤道と青道のつけかえを行ったものであり、現在、JRにより、鉄道部分に係る市内全域の用地について交換や寄附受領などの手続を進めているところであります。用地の処理に先立ち、市が整備を行なっていくことについて、口頭ではありますが、申し入れを行ったところ、了解が得られておりますので、今後、工事方法等が定まった時点で文書により再度協議をし、整備に向け準備をしてまいりたいと考えております。

5点目の市道勝浦荒川線の起点付近の串浜春日台地区の道路側溝ます等の改修及び落ち葉対策についてであります。現地は山からの雨水量が多く、流れも急であり、また、ふたのない側溝であることから、坂の下方にある集水ますには落ち葉などが降雨のたびに堆積をいたします。堆積した際には、近隣住民が落ち葉等を上げ、市職員が回収を行っております。当該排水設備は整備されてから相当の年数が経過をしており、ふぐあいが生じている箇所もあることから、今後、対応を検討してまいりたいと考えております。

7点目の勝浦駅前ロータリーの環境整備の向上と懸垂幕掲示工作物の設置の検討結果につい

てであります。まず、環境整備の向上といたしまして、駅前広場の美観を損なうような建物や構造物については、それぞれの所有者に対して撤去の申し入れを行ったところであります。また、懸垂幕掲示工作物の設置の検討結果につきましては、昨年度に設置可能な場所の確認を行い、場所の絞り込みを終えたところであります。今後は、よりよい掲示方法などについて、観光協会及び商工会など関係団体と調整を図ってまいりたいと考えております。

8点目の施設案内看板や施設表示標識の適切化や維持管理について定められたものがあるかについてであります。要綱や要領など特に定められたものはございませんが、各担当部署において適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

9点目の興津久保山台ミレーニア住宅地に出没するキョンの被害防止対策についてであります。平成26年6月と8月にミレーニア住民、ミレーニア勝浦管理センター、勝浦猟友会及び勝浦市による意見交換会を行いまして、その中で、捕獲の有効な対策として、魚網などを使い捕獲する方法であるとか、関係者が連携を取り合い行うわなの設置や、周辺山林において猟銃による駆除などについて話し合いました。また、同年11月には、野生鳥獣被害対策アドバイザーを招いて、キョンの対策方法として、捕獲、防護、環境整備などの講習会を開催したところであります。千葉県キョン防除実施計画では、生息数の低減化を図ることを当面の目標とし、最終目標では県内の野外から完全に排除すると計画されておりますことから、市でも生息数の削減を図るため、引き続き猟友会の協力をいただきながら、現在取組んでおりますわなや猟銃による駆除を行い、被害防止に努めてまいりたいと考えます。

10点目の旧行川アイランド跡地についてであります。平成13年の閉園以来、14年間手つかずの状態が続いておりましたが、このたび、土地の所有者の株式会社共立メンテナンスより、「勝浦シーサイドスパリゾート計画」が示されたところであります。その概要につきましては、宿泊型の大規模リゾート施設を建設しようとするものであり、本市にとりましても、地元雇用の創出、観光客誘致、地場産業の活性化など、多大な受益がもたらされるものと見込んでおります。このようなことから、市といたしましては、企業誘致の観点から、全庁的な支援体制を整えるため、市役所幹部職員で構成する「仮称勝浦シーサイドスパリゾート計画推進支援プロジェクトチーム」を5月1日に立ち上げ、私もチームリーダーを務めております。事業概要などにつきましては、去る5月18日の議員全員説明会におきましてご説明申し上げました内容と特に変更等はございませんが、その後の経過といたしましては、5月28日に今後事業を請け負うと思われる東急建設株式会社と設計業者の株式会社カミムラ建築研究所と本市支援プロジェクトチームによる会議を開催し、事業内容の確認や事業推進に関する課題等の相互確認を行いました。なお、計画地の全域が南房総国定公園の特別地域となっていることから、自然公園法の網がかかっております。市といたしましては、自然公園法など関係法令のクリアなどについて全面的に支援してまいりたいと考えております。

次に、今後の市政の取り組み方針、方向性について申し上げます。

1点目の勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についてであります。現在の進捗状況といたしましては、若手職員28名で構成する総合戦略策定推進庁内若者部会から事業提案等が事務局企画課に提出され、この提案内容を、庁内幹部職員で構成する総合戦略策定推進本部で協議・検討の上、推進本部委員の意見を添え、再度若者部会でブラッシュアップするよう指示したところであります。また、あわせまして、市民や転出された方など3,000人を調査対

象といたしました「勝浦市の将来展望に関するアンケート調査」を現在実施中であります。なお、今後の策定推進につきましては、内部組織や外部組織から提案されておりますアイデア等や、アンケート調査結果などを踏まえ、骨子案の策定や人口ビジョンの策定を順次進め、パブリックコメントを経て、今年11月までには総合戦略の策定を完了する予定で業務を推進しているところであります。

2点目の創生計画案「人づくり」計画への提案についてであります。勝浦市国際都市化推進員、通称観光大使制度の導入について、国際武道大学「ワンコイン100円朝食化応援補助制度」の導入について、及び国際武道大学演武団の国際親善についてのいずれの提案につきましても、本市の総合戦略策定に係る具体的な施策としてご提案いただいておりますことから、現在、企画課を事務局として進めております総合戦略策定に係る施策の一つとして検討をさせていただきたいと考えております。なお、関連いたしまして、本市と国際武道大学につきましては、相互の発展を目的とする包括協定を本年2月に締結しております。また、私も本年4月から国際武道大学の理事と評議員に就任しており、今後積極的に大学運営にかかわっていく所存でございます。この包括協定の中では、国際交流等も連携事項として示しておりますので、ご提案いただきました件につきましては、武道大学との協議案件になると理解しております。

3点目の地方創生総合戦略策定における「ものづくり」、「地域の宝」についてであります。現在、戦略策定検討中のアイデアや提案事項につきましては、庁内の若者部会委員から76件の提案等が提出されております。この76件の提案等や、現在行っておりますアンケート調査の回答結果、さらに外部組織の戦略策定推進会議などからのご意見やご提案、アイデアなどの中に、いわゆる多くの方々の思いが集まった中に、「地域の宝」となるものが詰まっていると考えております。そして、地域の宝が発見されたら、積極的に総合戦略に位置づけ、推進を図ってまいりたいと考えております。

4点目の交流人口の増加策についてであります。これまで本市における交流人口増加対策といたしまして、観光商工関連や社会教育関連などのイベント等を実施してまいりました。昨年度実施いたしました具体的なイベントといたしましては、勝浦ビッグひな祭り、勝浦港カツオまつり、かつうら若潮まつり、かつうら魅力市、また、鳴海ロードレース、鳴海駅伝、寺内タケシコンサート、キュステ、スタートアップライブ及び映画上映などがあります。今後の交流人口の増加策といたしましては、新たに、勝浦朝市と勝浦中央商店街を中心としたかつうら潮風朝市を月1回のペースで開催をいたします。また、キュステや各集会所を使用した各種イベントといたしましては、演劇鑑賞会、鳥羽一郎コンサート、キュステ夏休みコンサート、移動美術館、都市陶芸展、明治大学マンドリン倶楽部演奏会、ジャズピアノコンサート、吉本新喜劇、勝浦アンサンブル同好会コンサート、黒沼ユリ子コンサート、各種教室など盛りだくさんのイベントを開催いたしまして、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き店舗対策事業における具体的な推進方法についてであります。市の総合計画第2次実施計画において、長期的・短期的な視点に立って空き店舗利用の推進を図るとしております。短期的な空き店舗の利用推進につきましては、既にビッグひな祭りなどのイベント時において利用しておりますので、今後も引き続き利用してまいりたいと考えます。また、長期的な利用推進につきましては、空き店舗には店舗兼居宅の併用住宅が多く、貸し手側による利用条件などの課題もあることから、今後は商工会と連携をし、長期利用可能な空き店舗の調査を

行い、ホームページで情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上で、土屋議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答えします。

1点目の、小学生の登下校時のヘルメット導入についてのご質問であります。昨年の12月議会で、議員からヘルメット着用について検討していただきたいとお話がありました。その後、全小学校へ見本用のヘルメットを配布し、保護者会やPTA行事等で話し合いの場を設けるとともに、その結果について報告するよう依頼いたしました。その結果、「現在のところ、ヘルメットの必要性を感じていない」との回答が全ての学校からございましたので、教育委員会といたしましても、現在のところ導入の考えはございません。

2点目の、勝浦中学校南側通学路坂道の排水側溝へのふたかけについてのご質問であります。この坂は傾斜が急であるとともに、登下校時には生徒と車が同時に通行している状況であります。この坂の対策につきましては、中学校再編の提言書の中でも、「保護者による送迎が多く、勝浦中学校の坂は危険であるため、車の運行や駐車場等、安全対策を検討していただきたい」とされております。教育委員会といたしましても、中学校の再編計画とあわせて、勝浦中学校の坂道の安全対策について検討してまいりたいと考えております。

3点目の墨名区天理教前T字路交差点の安全対策についてのご質問であります。今まで学校や保護者からの要望はございませんでしたので、教育委員会といたしましても、特に検討は行っておりませんでした。しかし、ここは交通量が多く危険な場所でありますので、今後、信号機設置につきまして、勝浦警察署等を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上で、土屋議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） ありがとうございます。いろいろ詳細にご答弁いただきました。感謝いたします。

まず最初は、市議選結果報道の件でございます。市民の皆さんから多数、うるさいというようなクレームがあったということで、今回は1回きりの放送にしたということでございます。私だけかもわかりませんが、事前に立候補した説明会とか、あるいは手続の際に、開票速報については本年度から1回きりで、結果が出てからという事前案内をくれれば、そのようにいろんな関係者からの問い合わせ等に応じられたのですが、どうしたのかな、どうしたのかなという思いで、有権者も、私どもも、みんな心配しておりました。立ち会いに入られた人員は刻々と情報はわかると思いますが、立会人に外れた人員では、さぞかしやきもきしたんじゃないかと思えます。ですから私は、やはり事前に説明を各立候補者にしておくべきだったんじゃないかなと。親切丁寧ということが必要じゃなかったのかなというふうに思えます。これは多くの市民の方から、やはりやきもきしちゃったという声が非常に多く上がりましたので、一番先に質問事項とさせていただきます。今後は、そのような方針をホームページあるいは広報かつうら等々でお知らせして、市民にできるだけわかっただけの周知活動に徹底していただきたいと思えます。市民憲章に「心と心のふれあいを大切にします」というのがあるじゃないで

すか。うるさいという人の心を大事にしたなら、うるさくなくて一刻も早く聞きたいという人の心もやはり大事だと私は思いますので、その面について丁寧な対応を今後心がけていただければということになります。

次に、教育問題から、逆からいきたいと思いますが、教育長及び教育課長、答弁をよろしくお願いします。まず黄色いヘルメットについては、今のところ必要はないと。私が12月議会で提案したときは、本物の実物を8個用意しまして、教育委員会に1つ、各小学校当てに一つずつということで7個、これをメーカーからお譲りいただいて、メーカーのほうは、子どもたちの安全のことであれば幾らでもサンプルをお届けしますよという厚意の中で送っていただきました。その当時、急遽保護者会を集めるとか、総会の時期ではないので、入学しましたら、新しい保護者会とかPTA総会があったときに、できるだけ意見を聞きたいというふうな回答もたしかあったと聞いております。私は、どのような意見で決められたのか。保護者は、どういう場所というか、今のところ必要とは思わないという答弁だったのは、例えばPTAの中でコンセンサスづくりをされたのか。基本形はこうですよ。7校それぞれとは言いません。しかし4月の総会あるいは5月の総会で決めたことですよ。皆さんに提案し、皆さんから多数決で必要ないという結果として回答したとか、それについてはどのようなふうだったかということ、まずお聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。どういう話し合いが持たれたかというご質問ですが、それぞれ各学校のほうで、学級懇談会、PTA評議員会、またはPTAの研修会、家庭教育学級等、それぞれの学校で、さまざまな集まりの中で話し合いを持っていただきました。その中で、全ての学校のご意見を今ここで全てお答えというわけにはいかないかもしれませんが、幾つか学校から出たご意見といたしまして、例えば、バス通学を行っている学校におきましては、バス通学には必要がないというご意見であったり、暑いときにかぶるのはつらいであったり、自転車通学ならば必要だが、徒歩では必要ないのではないかとといったご意見がございました。また、ほとんどの学校で通学帽をかぶっておりまして、現在通学帽をかぶって登校しているので、現在のところヘルメットの着用については必要性を感じていないというご意見がございました。ただ、学校におきましては、黄色い帽子をかぶっていない学校も実際のところございます。その学校につきましては、今後通学帽の着用について検討していきたいというふうなご意見を伺っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） さまざまな機会を設けてお諮りしたということですが、4月には各小学校ともPTA総会をやっていると思います。懇談会とか何とかという会じゃなくて。要するに保護者が多く集まる場所において、アンケート方式にされたのか、あるいは、そうじゃなくて直接対話方式でやったのか。それもあるんですが、これはかぶらない自由もあります。かぶる自由もあるんです。今のところ、それぞれの7校は全てかぶらない自由を選ばれたということになります。ですから何も事故がなければいいですね。バス停のところで車が突っ込むとかそういうこともないようなことだとか、歩道のところのガードパイプが整備されてきていますが、ないところで、あるいは乗り越えて、今も大変な事故が砂川市で起きております。全く予想できないことというのは全国であるわけです。そのときに、つい最近あったのは、小

学校1年生が頭蓋骨骨折になって重体になったと。頭ですから、私は調べましたら、ヘルメットを着用していないそうです。帽子も着用していない小学校だそうです。確認させてもらったんです。もしヘルメットがあれば命を助けられたのかなという思いであります。これについては、かぶらない自由を選ばれたことについては、それをそれでよしとしたいと思います。

次に、ふたかけでございますが、再編計画とあわせて検討しますと。あの状態は今危ないので、一部グレーチング、ふたかけしてあるんですね。であれば、もう一回再編計画であそこを外してやったらどうですか。外さないでしょう。危ないからふたかけしたんでしょう、その部分は。交通量が多いし、途中で曲がったりなんかするから。だから危ない状況として、グレーチングというのは、1億円も2億円もかかるならこういう提案はしません。中学生が疑問に思ったこと。子どもは宝なんて言って、子どもの意見を無視するような勝浦市政では問題あると思います。私の意見ではありません。子どもから出てきた改善要望です。これ、切実として聞いてあげなければ、今、市長が進めている子ども会議をやるとか、中学生議会をやっても、絵に描いた餅の、そういう聴取をする議会になると思います。気持ちが入っているか、入っていないか。情熱が必要だと思いますよ、子どもには。聞いてあげる。だったら意見を言おうという中学生や小学生がたくさん来ると思います。意見を再編計画まで延ばすような先送り行政では、中学生みたいな多感な子どもたちのハートに火がついて、まちへのいろんな企画提案とか、そういうことは生まれませんよ。先送り、大人の理由ですよ。これも再編計画にあわせた検討をしますという教育委員会の自由。これはもうそれではないと私は思います。直す自由もあるけど、そのままの自由もありますので、それはそのままの自由を選ばれたということで、これは終結します。

最後の天理教ですが、今のところ、私も勝浦小のPTA会長をやりました。危ないなと思いつつながら、信号機は何がネックで検討されなかったかといいますと、一部は渋滞が、御宿の渋滞、セブンイレブンからどこかへ行く、あそこにやたらに信号が千葉銀行からあって、渋滞するから信号機なんかやたらにつけるんじゃないよと。そういうのがどこか片隅にあって、でも、現実には毎日、親切なおばさんたち、あるいは親切な学生、親切なお巡りさんが、登校のときにあそこへ立ってくれて、安全を見ている。押しボタン式信号もないから。大型のカツオのトラックだとか、小湊バスの大きいやつとか、いろんなものがあって、すごいですよね。下校のときには誰もいないんですよ。押しボタン式信号でもそろそろつける時期ではないでしょうか、子どもたちの安全を守るために。ですから、もう一度その辺は、学校あるいは警察、トラック協会、あるいは魚市場の関係の人とかいうことで、押しボタン式信号でもつけたら便利なのか、あそこを横断するのに。ということを含めて検討をぜひお願いしたいと思います、それについていかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。先ほど教育長答弁にもございましたが、あその道につきましては交通量が多く、非常に危険な場所でもあります。朝の登校の状況を見ましたけども、特に朝、集団登校をするときには、ニュー黒潮、若潮台方面から多くの子どもたちが登校しております。そのところを朝、警察の方や、またボランティアの方が、安全に道路を渡れるように見守ってくださっているのが現状でございます。また、下校時においてですが、学校も下校指導も行ったり、また行事にあわせて安全の見守りも行ったりしておりますが、子

どもたちだけであそこを横断するという状況も多々ございます。そういう状況でありますので、教育委員会としても、交通安全対策といたしまして、信号機の設置について要望をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 再検討していただけるかどうかをお聞きしたんですが、いろんなお話で、1時間では今回足りないなと思って90分用意したのは正解だったかなと思いますが。子どもたちの安全を守るために、やはりもう一度白紙になって、再検討してもらいたい。というのは、大人の中で、例えば通学トンネルの中の緊急通報赤ボタン、あるいは照明の消えたやつの放置だとか、今まで非常にずさんな管理。これは県の夷隅土木事務所の管理ですが、多くの市民の方も、保護者も気にしているので、そういうことを含めて、あわせて、そういう対策、再検討をもう一度、学校関係者あるいはいろいろな方とぜひしていただいて、至急お願いしたいということで、これは要望しておきます。

次に、地域の課題でございますが、市長答弁でほとんど答弁されておったかなと思います。ただ、ニュー黒潮台について。長年の課題。あそこにオートバイが、一般の公道として、私道と言いながら、通行させていただいております。非常にでこぼこで危険で、死人がないほうが不思議だなと思って、注意しているからということもあるんでしょうけど。それを今度、寄附行為を得てやっていきたいということで。基本的に、じゃあ、あそこは何十年かけてやるのか、あるいは具体的に、あそこの路面整備計画を、1年か2年ぐらいの中で、早急にやってあげないといけないと思うんですが、それについてのお考えをお聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。具体的な整備計画というのは今現在ございませんが、今回寄附をいただいたところの箇所、ちょうど国際武道大学のほうに入ろうとしたところにコンビニエンスストアがございまして、そこからすぐ行ったところの右に入り込む私道、ここを一部、寄附を26年度にいただきまして、26年度に、ここは国際武道大学の学生が多くバイクで通る、最も交通量の多い箇所というふうに判断いたしまして、約70メートルの舗装修繕を行ったところであります。この後に、全部で民有地の共有名義道路は15筆あるんですけれども、その中で、幾つか平成26年度に寄附をお願いしていき、最も面積の広い共有名義のところから入っていきたいと考えております。また、今回70メートルの舗装修繕を行ったように、非常に傷みの激しいところ、また交通量の最も激しいところ、そういうところがありましたら、緊急的に整備を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 計画年次数については触れてくれませんでした。寄附を依頼しながら整備していきたいと。セブンイレブンの先の70メートルのところ、あれを参考にして、あれは私道と知っている住民がいるんです。あそこは直したのに、よそは何で直してくれないの。私は寄附でもらったからと説明してあります。そういう形の中で、希望する女性が多くなっています。散歩もしたりなんかして、つまづくとか、いろいろなことがあります。もちろん法的な問題というのはクリアしながらですが、市民のための安全なまちづくりを標榜しているんですから、特にスピードアップして、寄附の可能なものをどんどんどんどん、年間でどのぐらいという計画を立てられて、進めていただきたいと思います。これは要望しておきます。

次に、苗代台のところでございますが、これについても、平たん地であって、過去の、例えば側溝の直し、あるいは堆積物の撤去、これも適宜、事前に計画の中で現況を調査されながら、市民の安全な生活が供与できるような、そういう態勢の中で進めていければということで、これも要望しておきます。

あと、JR用地になっております、例の路肩ですね。あの損壊については、JRのほうでは口頭でいただいたと。工事方法について準備していくということでございます。あそこは市営駐車場で有料駐車場でございますし、万が一落ちて、滑落事故があったら困りますので、どんどん路肩が崩れていっていますので、これも計画を立てられて、速やかに準備していただきたいと思いますというふうに、これも要望しておきます。

あと、春日台の落ち葉対策でございますが、集水ますですか、落ち葉が大変たまっています。私も何度か、現場の地域住民の人、あるいは代表さんとか、役員の人と、あるいは近隣住民の人から、行って、現況を把握させてもらっています。大変な雨が降るたびに、地域住民の人が表へ出て、雨が降っているさなか、落ち葉除去をしている。あのつくり方が、本線と脇線となって、脇線のほうに流れてくればスムーズにいくのに、ストレートが狭くなって、そちらのほうの構造的な問題が今問題となっているので、集水ますの改良も含めて、今後真剣に検討していただければということで、これも要望しておきます。

あと、勝浦駅前ロータリーの整備でございます。整備状態、今ちょうどサツキが見ごろでございますが、小湊バスの案内所、こんなみすばらしいオフィスがあるのかと。これは勝浦駅とJRと小湊バスの提携で。駅長の話だと、撤去を申し入れたけど、言うことを聞かない。じゃあ、きれいにしろよと言っても、これもなかなか言うことを聞いてくれない。今回、草刈りだけやりますが、草刈りだけやったって、あの雰囲気ね。もう全く使っていない事務所がそのままポーンと建っているなんて、まさに廃屋が駅前の一等地のところにあるという状況の中で、これは小湊バスと勝浦市の提携状態から含めて、勝浦市の観光シンボルとしてのロータリーのためにも、強く要望すべきだと思いますが、これについての見解をお聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中ではありますが、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。ご質問のございました小湊鉄道株式会社の案内所施設でございますが、JRの土地に施設が存在しております。そのようなことがございまして、話のほうも、ある程度前から伺っていた件もございまして、私どものほうから小湊鉄道のほうに、使われていないのであれば撤去をされたらということで、話のほうはもちかけてあります。その後、小湊鉄道のほうからの回答といたしましては、社内で大きな会議で稟議というのがあるそうなんですけども、解体の方向で稟議にかけたいということでお話は伺っておりますので、方向性といたしましては、解体をされるのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） わかりました。解体が早く決まるといいですね。交流のまちづくりを進めて

いる一番のロータリーのいい場所が、JR用地になるとしても、早く不用なものが撤去されることを非常に強く望みます。解体が早く決まる、これについて、企画課のほうとして、情熱をもって、しつこく要望していただきたいなと思います。

もう一つ、階段をおりたところに、関東ふれあいの案内板があります。関東ふれあいの案内板の銘文はいいんですが、地図が非常に合っていないくて、観光客から駅のほうにクレームが多いそうなんです。駅としては、千葉県の方に撤去してくださいというような依頼をしているんだけど、なかなかやってくれないということを含めて、勝浦市ではどのような対応を考えていますか、教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。駅前、勝浦ロータリーのところがございます関東ふれあいの道の看板でございますが、議員おっしゃるとおり、この看板の管理につきましては県の自然保護課のほうで行っております。私たちも今、看板のほうも全部確認をいたしましたところ、確かに古い施設が載っていたところもございました。一部は私どものほうで、快適というわけにはまいりませんが、修正をいたしましたところがございます。なお、今後につきましては、県のほうに問い合わせましたところ、一応は予算的な動きもある中から、優先順位ということで動いており、こういった要望も踏まえた中で、なるべく市のほうの要望に応え、張りかえなり更新なりをしていきたいというふうな回答が返ってきたところがございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） そのようにひとつ手順のほうお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、続いてキョンなんです。キョンの答弁では、ミレーニアだけではなくて、わかっていますが、特にミレーニア、昨日もある用事があって行きましたら、庭園、芝生のところにキョンが、あちこち散在していました。あれは猟友会で鉄砲なんか撃てるのかと聞いたら、鉄砲はあの中では撃てないだろうと。わなもかけられないだろうと。じゃあどうするのというような形の中で、ミレーニアの中で非常に悩んでいるというような状況でございますので、猟友会と相談の上ということなんです。猟友会もあそこで鉄砲が撃てるとはちょっと、街区ですからね。住宅地の中で、人の土地へ入って、芝生へ入って撃つわけにいかないでしょうから、そういったことも含めて、キョン対策を真剣にやっていただきたいなというふうに思います。これも猟友会だけではなくて、キョンについては近隣でもみんな悩んでいると思いますから、ぜひ連携をとりながら、有効なる対策を強く要望して終わります。

次に、行川アイランドの跡地のシーサイドスパ計画でございますが、これについては、市長答弁で、全庁、PT、プロジェクトチームを5月1日に立ち上げたということですので、この計画については、計画の内容、例えば概要が、ホテルが何室だとか、あるいはこういうものだとか全容があって、また、いつ工事の着工をするのか、あるいは完成はいつなのかというタイムスケジュールがあるからこういう形でPTも立ち上げて協力態勢にしようというふうに普通は思うのでございますが、その辺がどうなっているか、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。行川アイランド跡地の事業計画につきましては、極力早急に着工していただいて竣工ということで望んでいるところでございますが、特に事業者

側のほうからスケジュール等は示されていないところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） こちらの市役所のほうでは5月1日にプロジェクトチームを立ち上げて、向こうから案がまだ漠然としたもので、タイムスケジュールは出てこないということだと、何か不思議ですよ。これは雇用の創出あるいは税收対策について、一刻も早く事業化をしていただきたい。ある例として、名誉市民になられた山口吉暉当時の市長は、本当に必要以上に愛情を持って、情熱を持って、東急不動産に、まだまだ開発してよ、まだまだ開発してよ、勝浦市民のためだからと、執拗に東京に行って訴えかけたという情熱でございまして、本当にあの情熱には当時の向こうのトップも頭が下がるよというぐらいトップセールスをされたということを知っています。これについては、猿田市長が前説明会等々においても、オーナーと直接会っていらっしゃいますので、大変でしょうけど、トップセールスを、心を込めて、何回も何回も、波のようにやっていただければ、しょうがない、早くやるかというようなことで、早く事業計画も進められるんじゃないかと思っておりますので、それについてのお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この行川アイランドの跡地の活用につきましては、これはもう従来から、市民からも早く復活してもらいたいという要望がありまして、私どもも、そう願っておりました。いろいろな今までの交渉の過程では、この共立メンテナンスのオーナー、会長が、いわゆる実権を握っているというようなことも、私どもいろいろ会っている中でわかりまして、去る今年の2月の初めに私と小高県議と2人で、もう一人担当の企画課長もいましたけども、石塚会長にお会いしました。ぜひ、市民からも復活をお願いしたいということで話しました。石塚さんも、ある程度これを復活しようよということで、私らが日経新聞などを読んでる限りにおいては、今、共立メンテナンスは経営状況は非常にいいというようなこともあって、帰り際、「市長、全面的に市が応援してくれますか」と言うから、「もちろん全面的に応援します」ということで、それが2月です。その後、4月の下旬に、石塚会長から、市長、ちょっと話しに来てくれということで、石塚さんがお持ちのホテル、旅館のほうへ招待をいただきました。そこで石塚会長ともう一回会いまして、とにかくやろうということ。そのときに石塚会長は、早くつくろうというようなこともありました。ただ、ここは南房総国定公園の網がかぶっています。自然公園法の網がかぶっています。ちょっとあのトンネルの中へ入りますと、山も相当崩れている。特に昨年の雪の崩れが多い。ところが、その崩れたのをすぐ修復できるかということ、自然公園ですから、やたら勝手にいじれないということで、そういう手続的な、自然公園法などのクリアを、これは我々行政として全面的に側面からバックアップするということで、早くうちのほうでプロジェクトチームを組んだのは、そういう姿勢を、勝浦のほうでも、行政もそういうふうに応援体制はできているよというようなことも私は必要だということで、早目に組んだ次第でございます。

これから具体的にいつまでどうのという、これはあくまで共立側の、所有者である民間側の話でありますし、我々が手を出せるというのは、手続を、露払いじゃありませんけども、そういうものを我々が一生懸命、県なり、国なり、そういうところに向け合っていくというようなことで、事業化を進めやすいようにしていただくということだろうと思います。東急建設が行

うというようなことでありますので、これから早急にそういうもののクリアをしながら、早目に完成をしていきたい。

あの絵は、具体的には、会長がスケッチしたものを東急がまとめたということでありまして、幾つかの例を、会長もベトナムのダナンというところにモデルとなるようなものもあるというようにお話も、私と一緒に酒を酌み交わしている中ではそういう話もされていまして、そういう中で会長が一応スケッチしたものを、東急建設、コンサルがまとめたということですので、具体的にどのようなものというのはまだ決まっておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） ありがとうございます。ベトナムのダナンをモデルにということで、旧行川アイランドの跡地を開発されるということでございます。東急建設は、この庁舎も請け負った東急でございますし、東急リゾートタウンをつくったところでございますので、勝浦のためには一肌も二肌も市長のトップセールスで脱がして、早くしていただきたいというふうなことを要望しておきます。

それでは、残りの時間は地方創生についてお尋ねいたします。基本的に、国際武道大学との連携については、包括協定会議を通して、これから国際武道大学と煮詰められるということをご期待するわけですが、そのような方向性でと承りました。私が今なぜ国際武道大学生を地方創生戦略の策定の一つのキーワードにするかということ、31年前に、「学生を温かく迎えよう」というスローガンの中で国際武道大学を誘致し、早くも1万5,000人も卒業したと。当時のスローガンは「学生を温かく迎えよう」、これが勝浦市のスローガンであります。温かく迎えるというのは、相手が温かく迎えられるなということをお知らせしなければ、こちらのスローガンだけ先行しても全く意味はないです。温かく迎えようというのは、首都圏の大学の学生の獲得についても、今は経済的に厳しい時代ですので、100円朝食化で、いろんな意味で学生を応援していこうと。今回、この秋に国勢調査が始まります。国勢調査は、住民登録と関係ないんですが、そこで生活しているかどうかの調査をして、はい、していますという人がどれだけこの勝浦市の人口に算定されるかということでございます。ですから、特に学生、約2,000人来ている人たちが、9割近くだと1,800人。1人当たりの地方交付税算定基礎は約10万円だと年間1億8,000万円ほど入る。これが今現在は約3割に近い住民登録と聞いていますので、恐らく意識も、ここに住んでないよというような感じの中で、ただいるだけだよって。この辺について、国勢調査について、この秋に向け、どのような取り組み状況か、お聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。現在の国際武道大学生につきましては、おっしゃられたとおり2,000人近くの学生がいらっしゃいます。そのような学生につきましては、ほぼ勝浦市内にお住まいの方だというふうに認識しております。そのようなことがございましたので、10月が国勢調査の基本日になりますけれども、既に5月に国際武道大学のほうに副市長とともに出向かせていただきまして、国勢調査に関するご協力を強くお願いしてまいりました次第です。ですので、これから国際武道大学の協力もまたいただきながら、また調査員のほうにもしっかりとその辺のことをお伝えしながら、国勢調査のほうは進めていきたいというように考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 国勢調査の数字、できるだけ2,000人に近い数字が上がれば、5年間の算定基礎人口数になりますので、それに基づいて地方交付税が交付されるわけですから、ここで2割、3割しかアンケートに答えないで、住んでいませんとか、意識していない、放棄された学生が出ちゃったら、人口の数が減っちゃうわけですから、ぜひこれは本腰になって、国際武道大学と連携を密にして、国勢調査に協力できる態勢を学生に求めるということで、ぜひともこれは力を込めてやっていただきたいと思います。これは要望であります。

入学当時は住民登録は8割ぐらいあったそうですね。でも今、例の健康保険の個別券を配付したから遠隔地何とかじゃなくなって、特に住民票を移す機会がないと。私は、首都大学がやっている100円ワンコイン朝食化というものをやって、年間1人約10万円が入れば、3万円ぐらい還元してもいいと。ふるさと納税は5割還元するんですから。住民が1人来て7万円は皆さんが生活する基盤とか、あるいは勝浦市民のために使わせていただくと。3割ぐらいは学生のために使わせていただくということで説明すれば、もっともっと協力態勢をとられると思います。税収に影響するので、ぜひ数多くの学生のそういう意識を高めていただきたいと思いますことを強く要望しておきます。

それから、地方創生戦略の策定について、庁内若者部会を設置したと。76件のプランが今出てきたと。今後アンケートあるいは外部組織の人たちのアイデア等によって整理して、策定につなげていきたいというふうになっています。今回は地方自治体の行政改革。今まではコストセーブ、量的行政改革でしたのが、今回は職員も市民も質的クオリティーを高めるという、一つの戦略と聞いておりますし、またそのようなことになっていくと思います。

そこで、勝浦市の総合計画は、ご存じのように「海と緑と人がともに歩むまち、元気いっぱいかつうら」。これが実は勝浦の商品スローガンなんですよね。私はどうも、「元気いっぱい」というイメージが、どこにどういうふうに商品化して、それが市民あるいは都会の人たちに訴えて、移住しよう、定住しようという気になるか。ただにぎわいだけをつくれればいいのかというのではなくて。今、イタリアでミラノ万博をやっています。そこで日本館というのはすごく話題があって、まさに将来の日本を出しているみたいなミラノ万博と。だから一流のプロデューサーとか、一流のデザイナーという人たちの英知もかりないと、なかなかうまくいかないのかなあというふうな思いがしております。

そこで、お聞きしますが、若者部会、これは総合計画のときには職員アンケートを得たと。若者部会とかワークショップをやっているとは聞いていないので、あくまで今回、創生戦略でワークショップ的な若者部会を立ち上げて、これはいいことだと思います。そこで76件もアイデアが出てきたと。そうすると、今後ますます職員提案制度もこういうふうになっていくのかな。若者職員提案制度に名前を変えてやっていけば、あっという間に100件ぐらいは職員提案制度もできてくるんじゃないかなという期待もあるような、今回のクオリティーを高めるあれでございませう。勝浦の品質、クオリティーが高められれば、それだけ価値が高まり、そして東急のリゾートタウン、三井のミレーニア、そして近隣の西武のグリーンタウンの人たちが、友人を御宿あるいは勝浦にどんどん紹介してくれて、移住してくれて、あるいはどんどん空き家が活用されていくと思っているんです。御宿はもう既に議会が中心で、海水浴からビーチタウンという中でフォーラムをやっていますね。そういう中で、お互いがオンリーワンのまちづくりをするために、私は、いろいろな方たちとの交流も大事ですけど、やはり東急不動産、三井不

動産の商品化づくりに学ぶ。まず、当然勝浦に来ていますから、ぜひ東急不動産の執行部、あるいは三井不動産のトップを含めた執行部に、トップでお会いに行って、今回の共立メンテナンスのオーナーと同じように、胸襟を開いて、勝浦市の発展のために、ぜひとも強力でトップセールスをしていただきたいと考えるんですが、それについて市長のお考えをお聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の地方創生についての考え方といたしますか、これはもう前から総合計画とか、総合計画だって前から移住、定住、要するに人口の問題、その対策を何とかしなくちゃいかんいということでやっています。私は今回の地方創生においても、基本線は変わらないというふうに思っています。今、日本の人口が、全体がどんどん減少してきている。こういう状況の中で、人口の取りっこをしたってしょうがないのでありますけれども、原因は、東京への一極集中が問題なんです。東京一極集中で、合計特殊出生率が1.1、これが問題なんです。日本全体は1.4です。それが1.1。これを東京の、特に若者、その中でも再生産年齢、女性の20歳から39歳まで、この女性たちを田舎のほうになるべくUターンさせましょうと。そのためには、この勝浦にも雇用の場を確保して、それでまた勝浦の魅力ある生活利便性も確保している、それから子育てをしやすい、教育のレベルもそこそこいい、こういうような住みやすいまちをつくっていけば、おのずから私は東京のほうから勝浦に移ってくるだろうと。これは、先ほど言いました東急不動産、それから三井不動産に幾ら頼んだって、そう簡単に来ません。だから、その受け皿をもっともってこの中でつくっていく必要がある。そのためには道路等のインフラも絶対的に整備を進めていかなければ、東京のほうからこっちへ来てくれないということが一つ。

それからもう一つ、これからは、行政区域は余り意識しない。そういうような施策。これは勝浦、御宿、大多喜、鴨川、この近隣のあれを見ても、余り行政区域を意識しないで、みんな連携をとってやっていく必要があるだろうというのは特に思っております。これから、今お金のないところで、極端に言ったら勝浦も厳しくなっています。この近隣もみんな厳しいです。こういう中で公共施設をどういうふうに役割分担を図りながらやっていくか。こういうことも、これからそんなに遠くないときにどうしても問い詰められるというように思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 最後の質問にいたします。勝浦は明治時代にもう既に首都圏のオアシス、先人が理想郷づくりを提唱して、ご存じのように、後藤さんのところを中心とした理想郷づくりのきっかけをつくったと。考えてみれば、私はもう既に答えはあると思っております。理想郷というのはユートピアで、クオリティーがよくなければ理想郷になりません。理想郷としての、そういうものの装備だとか、景観だとか、そういったものが相まって、勝浦に行こうよ、移住しようよ、首都圏の人たちが来るような理想郷づくりが、既に明治時代に答えがあるんじゃないかと。確かに総合計画で私も役をやって、「元気いっぱい」となりましたが、その具体的なものは、理想郷づくりの中で市民が元気いっぱいの豊かな生活ができていくというふうに思います。ですから首都圏の理想郷づくりとして勝浦市が手を挙げて、近隣の御宿、大多喜、いすみ、あるいは鴨川と、市長が言うとおりに、近隣市町の連携力の発揮が今後のまちづくりのキーワードになると思いますし、当然、大手デベロッパーの協力と、関連会社が約1,000社ぐ

らいある、そういう人たちの力をかりて、勝浦市がオンリーワンになって、勝浦市民の将来に向かって、ぜひそういう理想郷づくりに、市長が先頭に立って、また7月の市長選挙の公約をつくって、ぜひそのような形で邁進されることを強く望んで、私の一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） これをもって土屋元議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 傍聴においでいただきました皆さん、あわせまして、きょうの一般質問からは数日後にインターネットを通じまして録画での中継もされるということで、録画中継をごらんいただく皆様にもご挨拶を申し上げます。日本共産党の藤本治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行います。まず第1のテーマは、日本を海外で戦争をする国につくりかえる戦争法案への態度についてであります。アメリカの起こす戦争に自衛隊がいつでも、どこでも参戦支援するための戦争法案が、5月26日の衆議院本会議で審議入りいたしました。これに先立ち、4月には勝浦から2人の若者が自衛隊に入隊しました。5月24日からは市役所庁舎前に「自衛官募集中」並びに「航空学生募集中」の垂れ幕2本が掲げられています。平和安全法制の名で提出されたこの法案は、日本共産党は、日本を海外で戦争をする国につくりかえる戦争法案というのが正体だと考えています。憲法9条を破壊する次の3つの大問題を指摘しなければなりません。

第1は、海外派兵の恒久法の新設、周辺事態法改定によって、アメリカが、世界のどこであれ、アフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所にまで行って、弾薬の補給、武器の輸送などの軍事支援、すなわち後方支援を行うようになるということです。これまでのテロ特措法やイラク特措法などでは、自衛隊が活動できる場所は非戦闘地域に限定されてきました。ところが、政府提出法案では非戦闘地域という歯どめを外し、戦闘現場、すなわち、その瞬間に戦闘行為が行われている場所であれば、自衛隊の活動期間中に戦闘行為が行われる可能性がある場所、これまで戦闘地域とされてきた場所であっても、自衛隊の軍事支援ができるとしております。戦闘行為が行われる可能性がある場所まで自衛隊が行くということは、自衛隊自身が相手方から攻撃される可能性があるということになります。自衛隊自身が攻撃されたらどうするか。必要な場合には武器を使用することになります。自衛隊が武器の使用をすれば、相手方はさらに攻撃をする。そうなれば自衛隊は応戦し、戦闘を行うことになります。これは憲法9条が禁止した武力の行使そのものではありませんか。

第2に、PKO法改定法案にも重大な問題があります。国連が統括しない活動にも自衛隊を参加させ、形式上、停戦合意がされてはいるが、戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵して、治安維持活動などに取り組むとしています。武器の使用も、自己防護のためのものだけでなく、任務遂行のものも認めるなど、格段に拡大しようとしています。こうした法改定がなされれば、

2001年から2014年までの期間アフガニスタンに展開をした国際治安支援部隊、すなわち I S A F と呼ばれたような活動に自衛隊を参加させ、治安維持活動などに取り組むことが可能になってしまいます。I S A F は治安維持を主任務にしていたが、米軍主導の対テロ掃討作戦と渾然一体となり、13年間で約3,500人が戦死しています。こうした活動に自衛隊を参加させるとなれば、ここでも自衛隊が殺し、殺される戦闘に参加することになります。憲法9条が禁止した武力の行使を行うことになるではありませんか。

第3には、これまでの政府の憲法解釈を根底から覆し、武力攻撃事態法などの改定によって、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力の行使を行うことになることです。志位委員長は5月26日の代表質問で、国際法違反の侵略行為である先制攻撃をアメリカが行った場合でも発動があり得るのかと追及いたしました。安倍首相は「政府が全ての情報を総合し、客観的・合理的に判断する」と言い、発動を否定しませんでした。先制攻撃の戦争であっても、集団的自衛権を発動するとなれば、集団的自衛ではなく、集団的侵略そのものではありませんか。そして特別委員会の質問では、アメリカが捏造した事件を口実に引き起こしたベトナム侵略戦争やイラク侵略戦争について、安倍首相は全く反省を示しませんでした。米政府の発表をうのみにし、捏造とわかっていても説明を求めず、今に至ってもまともな検証もせず、反省もしない日本政府の究極のアメリカ従属の姿勢があらわになりました。こうした政府が集団的自衛権を発動し、アメリカとともに海外での戦争、武力の行使に踏み出すことがいかに危険か、誰の目にも明らかであります。憲法を幾重にもじゅうりんする戦後最悪の戦争法案は、徹底審議の上、廃案にするしかありません。

そこで、まず第1に、市長は、憲法を尊重し擁護する義務を負う公務員として、憲法9条を破壊する戦争法案に反対し、若者を海外の戦場に送るなどの態度を表明すべきです。市長の基本姿勢を伺います。

2つ目に、戦争法案反対、若者を海外の戦場に送るなどの表明もなく、「自衛官募集中」及び「航空学生募集中」の垂れ幕を掲げることは許されないと考えます。市の今後の対応を伺います。

2つ目の大きなテーマは、ごみの減量化やリサイクルとごみ袋代値下げについてであります。

そこで1点目に、勝浦市のごみの実態を的確に把握してこそ減量化や改善への有効な対応が可能となります。家庭系ごみ、事業系ごみ、不法投棄のそれぞれについて、把握している実態と、今後の対応について伺います。

2つ目に、勝浦市のごみの減量化やリサイクルへの取り組みは、他の自治体と比べてどんな水準にあり、課題は何と考えているのか伺います。

3つ目に、ごみの減量化やリサイクルの推進には、市民や事業者の理解と協力が欠かせません。生ごみの処理、資源ごみを出しやすくする改善、分別の種類と方法、職員を挙げての啓発運動など、今後の改善点と内容を伺います。

4つ目に、住民税を納めた市民から焼却ごみ1リットルから1円の処理手数料を徴収するのは明らかに二重取りであります。1リットル1円のごみ処理手数料を徴収する理由を伺います。

5つ目に、御宿町では45リットルの可燃ごみ袋を一括発注し、町内どこでも1袋50円で販売しています。うち袋代は15円ほどです。勝浦市は40リットルのごみ袋代だけで25円から27円の負担です。一括発注により市民負担の軽減を図るべきです。市の見解を伺います。

6つ目に、ごみ袋代への市民負担の軽減のため市は行動すべきです。どう行動するか伺います。

3つ目に、大きなテーマとして、勝浦市立中学校の再編について伺います。

1つ目に、文部科学省は58年ぶりに学校統廃合の手引きを見直しました。その内容と目的を伺います。

2つ目に、統廃合をめぐっては、1956年の通達と1957年の手引きで強引な統廃合が行われ、大問題になりました。日本共産党の山原健二郎衆議院議員の質問を受けて、1973年に新たな通達が出され、1つに無理な学校統廃合禁止と住民合意、2つ目に小規模校の存続・充実、3つ目に学校の地域的意義、この3原則が打ち出されました。この3原則は今後どう扱われるのか伺います。

3点目に、WHOの学校規模の基準は生徒100名以下とされていますが、これについてどう考えるか伺います。

4つ目に、勝浦市での検討の結論として「早急な学校統合が求められる」と提言された理由は何か、伺います。

5つ目に、3校から1校への学校統合による生徒への負担や弊害をどう考えているか伺います。

6点目に、地域に支えられ、地域に深くかかわっている学校がなくなることの弊害をどう考えているか伺います。

7点目に、学年1クラスのクラス編成ができるならば、小規模校として存続し、そのメリットを十二分に追求するとともに、生徒や教師に生ずる問題については複数校連携などによる解決の努力をすべきではないか。市の見解を伺います。

4つ目の大きなテーマといたしまして、国民健康保険税の滞納や分納の発生状況と対応について伺います。全国的には、負担能力を超える国保税を払えず保険証を取り上げられ手おくれで死亡する人が後を絶ちません。滞納世帯への年金や児童手当などの違法な差し押さえも横行しています。安倍政権が採決を強行した医療保険制度改悪法案は、こうした国保の危機を一層深刻にするものです。長引く不況や非正規雇用者の流入、年金削減などにより、加入世帯の所得が大幅に減少しているにもかかわらず、国保への国庫負担は発足当初の6割近くから、現在では約23%にまで引き下げられました。減らされた国庫負担分を保険税に転嫁しているのが高騰の大きな要因であります。安倍政権は医療保険制度改悪で、国保の財政運営を市町村から都道府県に移そうとしています。その際、都道府県が市町村に標準保険料を示し、都道府県に上納する保険料、すなわち納付金の100%納付を義務づけます。収納率100%はあり得ず、90%の収納率でも納付金を100%にするため市町村は保険税の引き上げに駆り立てられ、取り立て強化を強いられかねません。医療費適正化計画や地域医療構想などとあわせて、都道府県を司令塔にした強力な医療費削減の仕組みがつけられようとしております。

そこで1点目に、国民健康保険税の滞納の発生状況、件数や額の推移、そして特徴もお伺いをいたします。

2点目には、国民健康保険税の分納の発生状況についても伺います。

3つ目に、差し押さえや資格証明書、短期保険証の発生状況をお伺いいたします。

4つ目に、これらの発生原因をどう考え、どう対処しているか伺います。

5つ目には、国民健康保険税の負担軽減による効果をどう考えるか伺います。

6つ目に、分納者への指導や納税相談などの対応を、いつ、どのように行っているのかお問い合わせをいたします。

以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 藤本治議員の質問途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、戦争法案への態度について申し上げます。

1点目の基本姿勢についてであります。まず、国会において現在審議されております平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案につきましては、国の安全保障に係る重要な法案であるというふうに認識しております。これらの法案につきましては、現在国会で議論しているところでもあり、また、本法律案の性質上、市長として意見を述べる立場にはないというふうに考えております。

2点目の自衛官募集の懸垂幕についてであります。自衛官募集に係る事務は、地方自治法第2条に基づく国の法定受託事務でありまして、懸垂幕の掲示は自衛隊法施行令に基づいて実施しているものであります。今後とも、関係法令に基づいて、法定受託事務であります自衛官募集に関する事務を適正に行ってまいりたいと考えております。

次に、ごみの減量化やリサイクルとごみ袋代値下げについて申し上げます。

1点目の本市における家庭系ごみ等の実態についてであります。平成26年度のごみの搬入量は全体で8,200トンであり、家庭系ごみにつきましては5,740トン、事業系ごみ2,460トンであります。このうち不法投棄されたごみは、家庭系ごみ5.39トン、事業系ごみ2.54トン、合計7.93トンであります。また、ごみの種類でありますけれども、家庭系ごみ及び事業系ごみにつきましては、やはり燃やせるごみが多く、家庭系で3,889トン、事業系で2,212トン、合計6,101トンであります。これは全体の約74%を占めている状況です。不法投棄されましたごみにつきましては、家庭系ごみでは、家電製品及び生活ごみで3.3トン、61%、事業系ごみでは、外壁材や木・板等で2.1トン、83%を占めております。今後の対応についてであります。燃やせるごみの処理量につきましては、横ばい状態が続いている現状にありますので、引き続き燃やせるごみの減量化に努めてまいりたいと考えています。また、不法投棄につきましては、広報による周知とあわせ、監視カメラ設置による抑制を図ってまいりたいと考えます。

2点目のごみの減量化やリサイクルへの取り組みについてであります。平成25年度のリサイクル率は22.3%と、県下54市町村中19番目でありまして、また、分別の種類として、本市は空き缶やペットボトルなど16品目を分別しており、他の自治体と同程度と考えております。

3点目のごみの減量化についての今後の改善点等についてであります。市の環境基本計画におきましては、平成29年度には、ごみの資源化率23%と数値目標を立てておりますので、その

目標達成に向け、今後も市民等に対して引き続きごみ減量化のための意識啓発やリサイクルの仕組み等について周知するとともに、分別等の現状を把握するため、燃やせるごみのサンプル調査を随時実施し、その結果をもとに減量化対策を進めてまいりたいと考えております。

4点目の住民税とごみ処理手数料の関係についてであります。ご承知のように、ごみ処理はあくまでも手数料であります。地方公共団体の事務で特定の者に対し提供する役務に対する費用として、これは税とは異なるものであることから、市としては二重取りをしているとは考えておりません。したがって、今後におきましても引き続きごみの分別を徹底し、資源化をより推進してまいりたいと考えております。

5点目のごみ袋の一括発注によるごみ袋代の市民負担軽減についてであります。御宿町などでは、町で袋を作成し、小売業者に卸しているのが現状であります。本市におきましては、袋の規格を規定し、袋製造業者を指定して袋を作成させ、その業者が小売業に販売する際に1リットル当たり1円のごみ処理手数料を付加するため、製造業者に出荷管理表を売り渡し、その管理表を袋に張ることにより、印刷されている収入証紙の売りさばきがあったとみなしております。このことから、袋代について市は関与することはなく、製造業者と小売業者の間で金額が決定する方法でありますので、当然、販売価格に差が生じます。この方法は7年前の平成20年7月の有料化を開始した際に十分検討され、本市にとって有効な方法として採用したものでありますので、この方法を変える考えはございません。

6点目のごみ袋代への市民負担軽減のための行動についてであります。これまで申し上げておりますように、ごみを分別して出し、有料である燃やせるごみを減らすことがごみ袋代への市民負担の軽減につながると考えますので、今後におきましても引き続きごみの分別を徹底し、資源化をより推進してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の滞納や分納の発生状況と対応について申し上げます。

1点目の滞納の発生状況についてであります。直近の3年度分で申し上げますと、平成24年度においては、滞納世帯数628世帯、滞納金額3億4,451万5,419円、平成25年度におきましては、滞納世帯数602世帯、滞納金額3億2,642万3,880円、平成26年度におきましては、滞納世帯数550世帯、滞納金額3億1,353万1,334円であります。滞納世帯の特徴といたしましては、いずれの年度におきましても所得階層で200万円以下の世帯で滞納者の8割近くを占めている状況にあります。

2点目の分納の発生状況についてであります。過去3カ年において、分納誓約書を提出された人数と、滞納となっている国民健康保険税を含む全ての税目について未納となっている本税の額で申し上げますと、平成24年度におきましては、52人、金額で7,731万4,232円、平成25年度におきましては、35人、5,201万80円、平成26年度では、45人、4,464万8,479円であります。ここ3年の額で比較いたしますと、減少の傾向を示しておりますけれども、課税金額の減少や、納税義務者の減少などの要因や、納税相談にも応じない滞納者もあることから、直ちに徴収率の向上に結びつくものではないというふうに認識しております。

3点目の差し押さえや資格証明書、短期保険証の発生状況についてであります。差し押さえにつきましては、国民健康保険税及び他の滞納となっている税目を含んでの換価した件数及び金額で申し上げますが、平成24年度におきましては、差し押さえ件数12件、差し押さえ金額149万324円、資格証明書発行127世帯、短期被保険者証発行202世帯、平成25年度におきましては、

差し押さえ件数10件、差し押さえ金額256万9,814円、資格証明書発行120世帯、短期被保険者証発行213世帯、平成26年度におきましては、差し押さえ件数19件、差し押さえ金額75万3,272円、資格証明書発行110世帯、短期被保険者証発行204世帯であります。これらの特徴といたしましては、いずれの年度におきましても、資格証明書発行世帯の9割以上、短期被保険者証発行世帯の8割近くが所得階層200万円以下の世帯で占められております。なお、差し押さえの執行につきましては、世帯の生活実態等を考慮の上で実施しております。

4点目のこれらの発生原因と対処についてであります。滞納金額、滞納世帯数の推移で見ますと、若干ではありますが、減少傾向にはあるものの、全国的にも依然として高い水準にある原因として、低所得者の世帯が増えたことが指摘されております。現在の制度の始まり、すなわち国民皆保険が実現した昭和36年当時は、農業や漁業、自営業者の世帯が6割以上占めていたものが、近年は、非正規労働者や年金などで暮らす無職の世帯が増えて、合わせて7割にのぼっておりますことから、これらが滞納者の増加の原因と考えております。このため、低所得者に対しましては、均等割及び世帯割について、所得に応じてそれぞれ7割、5割、2割の軽減税率で対応しているところであり、これらの滞納者に対しましては、事業の休廃止や病気など保険税を納付できない特別な事業の有無を確認するなど、納付相談等を通じて、決して機械的な運用を行うことのないよう、個々の世帯の事情を適切に把握して、事情に即した対応をしております。

5点目の負担軽減による効果についてであります。今回の議会に提案させていただきました国民健康保険税の一部を改正する条例案においては、高額所得者に対する課税限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡充が主な内容となっております。今回の改正案によって、高額所得者に対しては負担の増をお願いする一方で、低所得者に対しましては、所得に基づく軽減判定が引き上げられることにより、新たに軽減対象に含まれる世帯においては、負担軽減による効果が直接あらわれるものとなります。

6点目の分納者への対応についてであります。納期限までに納付されない場合の手続としましては、まず督促状を送付いたします。これは、うっかり納め忘れた方などに気づいていただくために送付いたします。督促状を送付しても納付されない場合は、催告書の送付や電話催告などを行います。これらの手続を通じて、納税者と納税相談の機会が得られましたら、保険税を納めることができない特別な事情の有無や、担税力の有無等の把握に努めており、これら納税相談において、滞納額を一度に納付することが困難な場合には、分納誓約書の提出を指導しております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長から答弁をいたさせます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答えします。

勝浦市立中学校の再編についての1点目、文部科学省が58年ぶりに見直しを行った「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の目的と内容であります。学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されることから、少子化に対応した活力ある学校づくりを行うために作成されました。内容は、特に中学校でクラス替

えのできない学校規模の場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされております。

2点目の1973年の通達についてのご質問であります。2015年の通知及び手引きをもって、これまでの通知は廃止するとなっておりますが、学校統合につきましては、保護者や地域の方々との理解を図りながら進めてまいりたいと考えております。

3点目のWHOの学校規模の基準は100人以下とされていることについてのご質問ですが、学校規模の基準については、学校教育法施行規則及び手引きで示されております。12学級以上18学級以下を標準とするという内容に沿って議論を進めております。

4点目の「早急な学校統合が求められる」と提言された理由についてのご質問ですが、3中学校ともに、生徒数が減少し、教育活動等に支障が生じている状況であると報告されております。特に北中学校及び興津中学校で顕著であり、両校から早期に統合してほしいとの意見が出され、このような提言となっております。

5点目の学校統合による生徒への負担等についてのご質問ですが、通学手段の変更や通学距離が長くなることへの対応とともに、統合後の心のケアについて配慮していく必要があると考えております。

6点目の学校がなくなることの弊害についてのご質問ですが、地域に支えられ親しまれてきた学校がなくなることは大変寂しい思いではありますが、これからの子どもたちのために、学校統合による教育環境整備を進めていくことはとても大切なことであると考えております。

7点目の小規模校としての存続についてのご質問ですが、学校統合により各学年3から4学級となり、生徒や教職員の適正規模が図られ、さまざまな問題に対応しやすくなると提言されておりますので、教育委員会といたしましても、この提言に沿って学校統合を推進してまいりたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 最初に、自衛官募集中の垂れ幕をいつまで掲げる予定なのか、期限をお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。8月いっぱいくらいを予定しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 8月いっぱいということだと、今審議されている法律は、国会会期を延長して夏までに成立させるということを安倍首相はアメリカに行って約束して帰ってきましたけれども、その時期とちょうど重なるだろうと思うんですね。改めて私から言うまでもないと思うのですが、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」というのが憲法99条。これは最後の条項でありますけれども、当然ながら、「国民は」じゃなくて「公務員は」とありますが、公務員はこういう憲法尊重、擁護の義務を負っているわけです。猿田市長の、この義務に対する姿勢といいますか、これはどういう構えでいらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私も大学で法学部でございまして、憲法は十分勉強したつもりでございます。今、藤本議員が言われたように、我々公務員は憲法の尊重義務、まして最高法規であります憲法を尊重するというのは前提でございまして、私どもは日ごろ憲法を尊重、維持、それから、それに遵守する、従うということは当然のことと申して、日ごろそういうことでいそしんでいるところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 猿田市長の今のお話の中には、私は、私の行う行動の範囲内では憲法を尊重し擁護するという、そういう意味合いだと思うんですけども、ここで言う、99条が述べているのは遵守じゃなくて、尊重、擁護なんですね。守る、擁護するという言葉が使われているので、単なる遵守するという、そういう意味合いだけではないんです、99条は。法学部で学ばれた方に何か僭越で申しわけないんですが、そういうことだと思うんです。憲法をないがしろにする、そういう動きに対しては、体を張って擁護する、そういう構えが猿田市長におありになるかどうか、いま一度確認させていただきたいんですが。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 憲法というのは最高法規であり、全て憲法から法律なりそういうものは授権されているということでありまして。その憲法を、要するに何と申しますか、国民に規制を受けるというよりも、そういう我々公務員なんかはその憲法を遵守するように、守るようにということは当然そういう意味合いを含んでいるというふうに思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は、憲法を守るだけではなくて、擁護しなければならないという、この99条の条文そのものの言葉に従って行動すべきだと思うんです。これは勝浦市のトップである猿田市長は、もちろんその責務はあるんじゃないかと思うんです。今、国会で審議をされているということで、口を挟む立場にないというような趣旨の答弁を最初されたんですけども、私は、今、国会で審議されていることは、この憲法を、特に9条を破壊する、ないがしろにする、壊す、そういう法律案が今審議されていて、せんだっての憲法審査会では、3人の憲法学者の方々、これは自民、公明、両党が推薦した方も含めて、いずれの憲法学者も憲法に違反すると、明確に意見を表明されました。そういう審議がされているもので、私も先ほど申し上げたとおり、この戦争法案は3つの点から憲法をことごとくじゅうりんするものだということでありまして、憲法を擁護する立場で猿田市長は行動をしなくてはならない。そのことが今問われていると思うんです。もう一度その擁護するという立場を、そういう態度をおとりになるつもりはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 藤本議員がいろいろ言われている、やれ破壊するだとか、先ほどから言われているようなことというのは、これはあくまでも藤本議員の一つの主義信条であって、我々はそこら辺は、私だってもちろん持ってますけども、現在国会のほうで審議しているわけですから、それについて私がそれをどうこうとやかく言うという、今そういう立場ではないというふうに私は思っております。これから国会のほうで十分審議されて、それは藤本議員の言われた政党のほうも一生懸命議論していると思いますよ。それでもって白黒つけるというのが国会の今の法律のいろいろな考え方ですから。憲法の擁護とかいろいろ言ってますけども、これはもうそ

う考え方ですから、国会のほうで今十分審議しているのです、私のほうとして、個人として、市長として意見を申し述べる立場はないというふうに言っているわけでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 意見を申し述べる立場にないということで、おっしゃってる中身は大変なことをおっしゃってると思うんです。、猿田市長が3月の日に、今年の4月から入隊をされた若者2人に、市長室を訪ねてこられたときに、お言葉をかけておられると思うんですけれども、そのときどんなお言葉をおかけになったか、ちょっとご紹介いただけませんか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 2人、今回入隊されました。2人とも武大卒業の子どもたちですけども。これから入隊されるので、これから一つの社会人として頑張っていたきたいということだと思います。私も具体的に私がどうこう言ったのは記憶ありませんけども、そういうような意味合いでお話をしたというふうに思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 広報で紹介されたところによれば、そういった内容で、特にご活躍をしてください。その活躍は、災害救助であるとか、国民の役に立つ仕事、そういうことで、そういう期待を述べられたように紹介されていたと思うんです。今回、国会で議論されておりますのは、まさに海外の戦場に自衛隊の若者を送り出す、先ほど申し述べた3つの点から、そういうことになる法案なわけなんですね。それは見解の相違とか主義主張だというふうにおっしゃられるんですけども、これが本当に強行された場合には、今お2人の若者を激励されて送り出されたわけですけども、そのお2人を含めて、こういう戦場に送り込まれかねない法案であって、それが憲法をじゅうりんする法案だということなわけですけど、私はそれについて申し述べる立場にないと言いながら、結局そうなるも仕方ないという法律が今、国会に出されているわけですから、それを黙認するというか、そのことについて一言も態度を表明されないというのは本当に無責任じゃないかと思うんです。ましてや、これから8月いっぱいまで自衛官募集を引き続き市民に呼びかける。そういったことをされて、それに、あそこの、2本目の「航空学生募集中」の垂れ幕の角には、「パイロットを目指そう」とも書いてあります。小さな文字ですけども。そういったパイロットを目指そうだとかいうような言葉で勝浦の若者を誘い込む、そういった垂れ幕を一方で掲げておきながら、この法律が強行された場合には、海外の戦場に送り出されかねないと。こういうことに対して、きちっとした表明をなさるべきだというふうに改めて申し上げたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 若者を海外の戦場に送り出すとか、いろいろ、るる言われてますけども、それは藤本議員さんの一つの判断であって、今、国会という立法府の中で、三権分立ですよ。国会の議員、国民から選ばれた国会議員の中で、その立法府であり、そこで審議しているということですから、それについて私がいいとか悪いとかっていうようなことって本来おかしいんじゃないありませんか。だから、それを今、国会の中で議論しているんです。しかも国会議員というのは国民の代表で、選挙で選ばれているんです。その代表者が、いわゆる受託を受けて、自分がその権限を国民からもらって、そこで議論して、その中で多数決の原理で決めるというのが今の日本のルールじゃないですか。それを我々が、一市長が、これがいいとか悪いとかとい

う、それを言うことはおかしいんじゃないでしょうか。私はそう思います。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は、猿田市長は、憲法を擁護する責任ある立場、そういう義務を負っているながら、憲法が、多数決だとか、今、解釈とかそういうことによって変えられようとしている。多数のごり押しで、本当に憲法の明文改憲ではなくて、解釈で変えられようとしているわけです。そういうときにあってそういう態度をとられるというのは、先ほど申し上げた憲法99条の精神から逸脱していると思うんです。大事なことは、そのことと、一方でああいう垂れ幕2本を8月いっぱいまで掲げ続ける。そういったことを勝浦市民に対してされようとしている。そのことと、この法律が強行された場合に起こる結果を、猿田市長は自分の責任というのをお感じにならないんでしょうか。結果として勝浦の若者が戦場に送り出されかねないわけですから、そういった責任が、あの垂れ幕を掲げ続けることによって私は生じると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） あの自衛官募集というのは、いわゆる論理が飛躍していると思いませんか。要するに戦争の、今回の集団的自衛権とかいろいろ議論されている中で、若者が戦場に送られる。そういう中で自衛官募集するから、この自衛官が戦場に送られる。そういうふうな発想でお話しされています。でも、自衛官というのはもっと広く、先ほど言いました災害とか、例えば、この間の火山の噴火にしても、自衛隊が体を賭して、命をかけて、遭難とか、そういうのに当たっているわけですよ。自衛隊だっているんな活躍をしているわけです。東日本大震災だって自衛隊が相当活躍している。そういう中で、こっちに9条の危ないのがあるから募集するなという、この論理が全くわかりません。まして私は、これは法定受託事務、国の法定受託なんです。国の事務なんです。自衛官募集というのは国の事務なんです。けれども、これは今の法律のシステムで、法定受託事務という仕組みになっている、地方自治法2条で。それに従って我々は募集しているだけであって、我々は何も戦場に送るために、意図的に自衛官募集だから垂れ幕を出しているというんじゃないやありません。そこところは理解してください。どうも話を、必ずそっちのほうの今9条で議論しているほうへ結びつけようとしている。それは私は絶対間違いだと思います。また一方的な狭い考えだと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この問題はこれで打ち切りますけれども、私は、勝浦の若者を、一方で「自衛官募集中」、「航空学生募集中」という垂れ幕で自衛隊に入隊を呼びかけながら、勝浦の若者を戦場に送りかねない重大な法案に対して、明確な態度を表明せず、日本の若者を一人も海外の戦場に送るなという態度も表明されないで、こういった行為をなさるというのは、断じて容認できません。即刻あの垂れ幕2本は片づけるべきだと思います。

そのことを申し上げて、次のごみの問題に移りますが、確認ですけれども、不法投棄のときはトンで言われたんですけども、家庭系ごみ、事業系ごみの総数8,200というのは、単位は何になるんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えします。ごみの搬入量ということでございますので、トンということでございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 8,200トンということですのでよろしいですね。お尋ねしたいのは、家庭系ごみ、事業系ごみ、それぞれ搬入されて、74%が可燃ごみとして焼却をされているわけです。4分の3に当たるかと思うんですけども。どんなごみを燃やしているのか。燃やしているごみが、一体何を燃やしているのかということについては、現状を把握されていらっしゃるかどうかお答えを願いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えいたします。清掃センターにおきましては、ごみ質分析結果というものの報告書がございまして、平成26年度につきましては4回燃えるごみの成分を分析しております。これは乾燥した数値でございしますが、紙・布類は43.5%、ビニール・ゴム類は23.1%、木・竹・わら類は9.1%、厨芥類、これは生ごみなんですけども、これが15.6%、不燃物類は3.8%、その他としまして4.9%というような分析の結果になっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 家庭から出たごみをサンプリングしてお調べになった4回の結果の平均的な数値ということだと思うんですけども。家庭ごみというのはいろいろあって、上野地区や総野地区という場合は、私の家もそうなんですけども、生ごみは庭に、堆肥になるような、そういう処理の仕方をしていきますので、上野地区や総野地区からは、そんなに比率は多く出てないんじゃないかと思うんです。勝浦とか興津地区から出るごみには生ごみが占める比率は多少多いんじゃないかと思うので。年4回やっておられるということですけども、いろいろな地域の実情も合わせてサンプリングされて、なるべく実態がつかめるような調査を今後も引き続きやっていただきたいと思うんですけども。

もう一つは事業系のごみだと思うんです、鍵になるのは。事業系のごみの中に、ある町では、どれくらい生ごみが含まれているかというのを調査したところ、弁当製造業が断トツに多くて8割以上、9割近くを占めていたとか、その次に旅館業だとか、あと、3番目に特別養護老人ホームが案外多かったというようなことも調べた自治体があるようですけども、勝浦では、そういう事業系の、業種ごとに、燃やすごみは、どういう中身のものがどの程度出されているかどうかというのは把握されているんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えいたします。ご承知のように、清掃センターにつきましては、黄色い袋によって搬入されているということで、その中身までを確認して投入しているということではございません。したがって、家庭系ごみ、事業系ごみの中身までは把握しているところではございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 日常的に毎日やる業務の中で、中をあけて中身の分類をするというのは到底不可能なことなんです。先ほど紹介したある自治体といっても、年がら年中そういう調査をやっているわけじゃなくて、ある特定の時期とか、集中的にそういった調査を行うという期間を設定して集中調査をして、そういった傾向をつかんだ上で対策を講じているということでありますので、紹介いただいた家庭ごみのサンプリング調査と同じような趣旨で、あるとき事業系

のごみについても集中的に調査をするという対応だと思っんです。そのことは今後やっていけるんじゃないかと思っますし。事業系ごみの中でリサイクルがどの程度進んでいるのか。ごみの総量の20数%はリサイクルされているということですけども、事業系のごみというのは、搬入のときに、燃やすごみとリサイクルするごみというのを峻別して搬入されているんでしょうか。リサイクルのごみがどの程度占めているのかというか、家庭ごみに比べると極めてリサイクル率は低いんじゃないかと思っんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えいたします。事業系のごみにつきましても、清掃センターのほうで処理できるものを扱っているということでございます。そうなりますと、当然、事業系ごみにつきましても分別をしていると。そうでないと受け付けないというような形になっています。ピットに入れるものについては燃えるごみ、そのほかにつきましましてはリサイクルというような形で実施しているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 家庭ごみと違って事業系のごみというのはコンスタントに出てくるということと、中身は大体、一定というか、同じようなものが繰り返し出てくるということなので、対策をとろうと思えばとりやすいごみだと思っんです。そういう点では、だから大変だと思っますが、家庭系ごみに対するサンプリング調査と同じように、事業系のごみについても、中身を今後重視していただいて、あるとき、ある業種のところについて特別に調査をするという形で、全部一遍にというのは大変なことだと思っますので、そういった調査をされて、実態を把握されながら対策を講じていくというふうにしていただくのがいいんじゃないかなと思っんです。

あと、ごみの減量化等々の改善策についてですけども、リサイクルできる資源ごみが出しやすくするという工夫がもっとも必要だと思っんです。私、せんだって、発泡スチロールの、保冷するための白い大きな箱を2つ縛って出したんですけども、持っていってもらえなかったんですよ。問い合わせたところ、砕いてでもいいから、袋の中に入れて出してほしいと。そうでないと回収しないということだったんですけども。それは私、縛ったまま清掃センターに持っていきましたら、裏の所定の場所に出してくださいということで引き取ってもらったんですけど。ごみ集積場から清掃センターまで回収される間は、袋に入っていないと回収されないんですね。持っていかないと受け取ってもらえない。これは余りにも不合理じゃないかなと思っまして。こういった点で資源ごみが出しやすいようにする。ひもで十分だと思っんです。段ボールの場合は、ひもでくくってあれば持っていつてくれているわけですし、同じことではないかと思っますけども、こういった改善はすぐできると思っんですが、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えします。先ほどの発泡スチロールにつきましては、資源ごみとしまして指定の透明な袋で回収することになっています。これにつきましては、回収する袋につきましては、業者が扱いやすいものというような形で考えております。また、大きさにつきましても一定の大きさということで、業者のほうの安全性を考えるとということである場合につきましては、当然、指定した透明な袋を使ってもらおうということが回収のルールということでございます。清掃センターに自分で搬入した場合につきましては透明の袋は使いませんが、そのほかにつきましては、収集業者が収集するというのであれば、ルールにのっとり

白い透明な袋で回収するというのがルールになっていますので、ご理解願いたいと存じます。
以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 段ボールの場合はひもで縛ったら持っていつてもらえるので、同じことじゃないかと思うんですよ。こういうことで余り時間をとりたくないんですけど、十分検討する余地があるんじゃないかと思う。業者の方々には、どういった場合に持っていくようにということで、ルールの変更ということにはなると思いますが、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えします。ごみの分別の出し方というものがございまして。この中にも、そういう形で有料、無料と書いてありまして、その中に、プラスチック製容器、包装につきましては指定の袋ということで周知をしていると。分別収集の徹底をするためには、これのルールにのっとってやってもらいたいというふうに考えていますので、この考えを変える考えはございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 1回つくったルールは、かたくなな、変えるつもりないという答弁なんですけどね。ルールは目的が進むためにあるべきものであって、資源ごみをもっともっと出しやすくする、そういう目的のためにルールの改善というのは当然あってしかるべきだと思うんです。そういう点では、私が提案したこともそうなんですけど、全くこういう指定の袋じゃなくてもいいと思うんですよね。透明であって中身がわかれば、別に、今指定されているリサイクル袋、資源ごみの袋、あの指定袋を使うという今ルールなんですけども、大多喜では透明な袋であればいいと。中身がわかれば持っていきますということなんです。ルールにのっとったものが分別されて、一まとまりになって出されていけば、大多喜の場合は透明な袋を使っていれば持っていくというルールをつくっているわけですけども。ルールというのは、いろんなところの取り組みを見て、いいものはルールを変えて、あしたからというわけにいかないと思いますから、カレンダーの切りかえ時期とかに、今度新しくルールを変更していきますということで変えればいいんじゃないかと思うんです。

もう一点申し上げたいのは、こういうボランティア袋というのがありまして、これは一日清掃の袋とは全く違って、こういう青い字で印刷されていまして、一日清掃というのは、日を決めて、まとまってやって、そのまとまった日に集めたごみを出しておかないと持っていつてもらえないわけです。これは散歩の途中にごみを拾って、決まった、カレンダーどおりのサイクルで集める日に収集場所に出せば持っていつてくれるというルールだそうなんですけど、これは区長のところにあると聞いたんですけど、区長がご存じなかったという場合があります、十分周知徹底されていない。私も9年間勝浦に住んでいますけども、こういうものがあるというのは、ごく最近知ったわけです。市民の間にも余りよく知られてないし、これの保管をされている区長も十分ご存じない方が、2年交代で区長は交代しているものですから、そういう方もいらっしゃるということで、ぜひこの周知徹底もしていただきたいと。以上、改善すべきことは幾つかあると思うんです。そういう点を謙虚に改善していつていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えします。検討した中での結果ということでいくのは当然かと思いますが、現在のところ、そこまでのものは考えていないということで答弁させていただきます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） あと、御宿との違いでお話ししたいんですけど、御宿の場合、おっしゃったとおり、町が規格を決めて、それを一番安値で製造する業者に、入札の上、一括発注すると。ある程度のまとまった量を一つの業者に一括発注して、町の中どこでも50円で45リットルの袋が普及されていて、それを購入して町民は捨てていると。一方、資源ごみも同じようにつくられていまして、こちらは手数料の上乗せがないものですから、ごみ袋代だけなんです。15円で一袋が販売されている。10袋で150円なんですけども。そんなふうにいまして、資源ごみ用は手数料の上乗せなし。可燃ごみについては50円。50円のうち、今の15円と対比しますと、15円がほぼ袋の原価に相当するものであると。あとの35円が勝浦で言う1リットル1円の手数料に当たる、そういうごみ処理手数料。45リットルで35円というように対比ですから、相当低く抑えられているというのが御宿町だと思うんです。袋代の高いのと、それから1リットル1円という値段の設定の高さと、両方相まって勝浦市の場合は市民の負担が、御宿の50円に対して65円、67円という、こういう負担の大きさになっているわけです。1リットル1円のごみ処理手数料。1リットルのごみを出すときからもう1円。1リットルの袋ってないから、20リットルの袋。住民税を払ってしようと、ごみを出すからには20円は最低負担なくちゃいけない。こういう仕組みになっているわけです。ですから、これは二重取りとは考えていないと言いましたけども、実際問題、住民税を払い、ごみの処理のための袋は、1リットルのごみを出すときから払わざるを得なくなっているという、ごみ処理のために市民に負担が二重に課されていると言わざるを得ないと思うんですけど、改めてこのことをお認めになるかどうか伺います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えします。先ほど市長のほうから答弁がありましたように、手数料という形で、税金との二重取りということでは考えておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この1リットル1円の手数料徴収の目的というか、理由、根拠ですけども、これは明らかにごみ処理費用の捻出のためであって、その以外の何物でもないと思うんです。こういう手数料を付加していない自治体は、住民税、税金でやっているわけです。全国的にもこういう手数料を徴収する例がだんだん増えてはいますけれども、やっていない自治体もある。勝浦は7年前からやり始めたということですが、ごみ処理手数料を徴収する理由。1リットルのごみを出す人からも徴収しているわけなので、これはごみ処理費用を捻出するために、2通り、住民税と、それからこの手数料ということで徴収していると断ぜざるを得ないと思うんです。それでも二重取りじゃないんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えいたします。ごみの有料化の法的根拠ということでございますが、これは一つの解説なんですけども、「清掃事務は、地方自治法に規定する地方公共団体がなすべき公共事務であることは明らかであるが、専ら地方公共団体の利益又は必要のため

のみにする事務ではないと解すべき。すなわち、清掃法では、市町村に対して特別清掃地域内に集められたごみを収集、処分する義務を課す一方、特別清掃地域内の住民は、ごみを掃除して清潔を保ち、ごみは自ら処分し、自ら処分しないごみは市町村の行う収集、処分に協力すべき義務を課している。従って、市町村の行うごみの収集処分は、清掃法により市町村自身に課せられた義務の履行であるが、多面、義務を負う住民各自の利益のためになされる役務の提供であることは否定し難い。従って、地方自治法に規定する手数料を住民から徴収できる」。これは清掃法というものでございます。この清掃法につきましては、昭和29年4月22日法律第72号でできたものでございます。このものにつきましては、清掃法第20条のほうで、「市町村は、市町村が行う汚物の収集及び処分に関し、条例の定めるところにより手数料を徴収することができる」。この「汚物」というものでありますが、この法律の第3条の、「この法律で汚物とは、ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿及び犬・猫・ネズミ等の死体を言う」というもので、この清掃法につきまして手数料という形の規定ができています。しかしながら、このものにつきましては、昭和46年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴い廃止をされているということで、このものにつきましては地方自治法の第227条の手数料のほうに移行されたということでございますので、二重取りではないという形で認識しております。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 時間が今の答弁で大分とられちゃったんですけど。とにかく1リットル1円というのは余りにも高過ぎますし、その1円を徴収した費用から、こういった、これは証紙ですね。40リットルの袋で400円の証紙が、10袋そろった束に張ってありますけど。この証紙に227万円も昨年費用をかけて証紙を印刷して、さらにこの袋業者にこれを小袋に張るために6円支出していると。こういう経費を、1リットル1円で集めておきながら、これは燃やすしかないんです。はがせないですから。プラスチックと紙に分けることさえもできない。燃やすしかないごみを227万円と6円をかけてつくり出していると。だから1リットル1円はやめるべきで。こういう費用もかけるべきじゃない。御宿がやっているように、一括発注して安くつくってもらって、それを市民に提供できるような手だてを講じるべきだ。そうすれば今の25円、27円の袋代は15円に下げることが可能だというのが実証されているわけです。そういった点は、市民負担軽減のために、直ちにそっちの方向に向かうべきだというふうに申し上げて、次に進みます。

勝浦市立中学校の再編につきましてですが、先ほど58年ぶりの国の学校統廃合の手引きについては、少子化に対応して、中学校についてはクラス替えができるか否かを基準に、統廃合の適否を速やかに検討するという答弁をいただいたんですが、北中については今年24人の入学生があつて、興津中学は22名入学生があつて、上野地区から北中に通っていらっしゃる方は、上野小のときには、ちょっと小さいクラスだったんですけども、総野地区からの入学生もあるので、24人の一回り大きなクラスになって、今、通って、勉強にいそしんでいるわけです。部活も、自分の好きな部活に参加して、元気に楽しく通学しているということなわけですが、この新入生、今1年生ですから、3年後の3年生になった春からは勝浦中に行くというのが今度の提言の案なわけですが。毎日元気に楽しく通っている学校があつて、ちゃんと24人のクラスがあるんですけども、3年後には勝浦中に行く。そういう今度の提言なんですよ。今1年生の生徒にとっては、通学の距離が増えて、今やっている部活が、通学の行き帰りをとられて、また十

分楽しくできるのかどうかというのも疑われる事情が出かねない。そういった要件だと思うんですけども、国の基準どおりに見直した結果、結局3年後に勝浦中学校に興津、北中を統合するという案になっているように思うんです。全く国の基準どおりに進んでいると。ましてや、国の手引きでは、中学校の場合は、6キロまでが最高限度だと言われていた通学距離を、今度はおおむね1時間以内であれば可とするという基準に変わりました緩和されていますけど、これとも適合して、おおむね1時間、6キロ以上になるんじゃないかと思うんですけども、そういう基準ですね。中学校でクラス替えと、おおむね1時間という通学時間。この2つの基準が今回の勝浦中学への統合には、そっくりそのままスライドして、そういう方向に3年後には進むというふうになっているんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 藤本治議員の質問中ですが、午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。北中学校の現状をまずお話しさせていただきたいと思いますが、今年度、先ほど議員からおっしゃいましたように、24名の入学があったということでございますが、学校全体の生徒数につきましては、26年度が99名、昨年度から100名を割った生徒数となっております。今年度は全校生徒数が86。28年度、来年度につきましてはさらに減少して全校で62名というふうに、どんどんと目に見えて生徒数が減少している状況でございます。そういった現状を踏まえまして、学校のほうの現場の声といたしまして、部活動の活動についても、もう非常に厳しい状況であると。それから、単学級であるということで、人間関係に配慮した学級編成ができないということは、いろいろな面で非常に問題が生じているという、学校現場からの声が上がっております。校長先生の声でありますけども、こういった現状があることは地域の皆様にもぜひわかっていたいただきたい。こういう状況ですので早期に1校に統合してほしいというのが学校現場の願いであるということで、学校現場の声といたしまして、調査検討委員会の中で意見がございました。そういったことを踏まえまして、調査検討委員会で、こういった問題を解決するために学校統合を進めていこうということで、今現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） お答えは、国の基準であるクラス替えはできるかどうかという、その基準に適合していないということだけなんです。クラスは、ちゃんと24人のクラスが1年生につくれているし、来年の1年生は15人の入学というのが北中は見込まれているわけですけど、15人でもちゃんとクラスは編成できるわけです。15人のクラスは少人数のクラスですけども、それはそれで少人数学級としての利点が生かせることもあるかと思うんですけど、今回の提言には小規模校の利点が一切語られていない。少人数学級の利点が全く語られていないという、あえて語っていないというふうに思えなくもないぐらい、一言も語られていないんですね。現に、私は先ほど紹介したように、今年24人の入学生の1人は、非常に生き生きと学校に通っているわけです。3年間ずっとこういう状態は続けられることができるだろうし、部活の困難さ

ということを申されましたけども、複数校で連携した部活の点とか、あるいは社会教育として地域とも一体となった、サークル活動といいますか、部活、そういったことの検討を加えていけば、今まで学校の中だけで完結させるのではなくて、学校間連携とか、地域とかを含めた対応はもっと模索していけばいいんじゃないかと思うんです。32年度までの生徒数の推移が意見交換会でも配られましたけども、これを見る限り、確かに全校生徒は60人台になる年はありますけども、クラスが編成できなくなってしまうというような状況にはどの年度もないと思うんです。各学年1クラス、ちゃんと編成ができて、その中で小規模学校としての特質を發揮した教育ができるのではないかと思うんです。そういう点に進むべきだと思うんですが。クラス替えができるかどうかを判断基準にすると、それはすぐにも統合しないとクラス編成できないということになってしまいますけども、クラスはちゃんと保たれている。1学年1クラスは編成できているという学校の体がとれないということでは決してないと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。幾つかお話ございましたけども、複数校の連携というお話もございましたが、現在、もう数年前から部活動等の運営についても、連携によって実施しているところでございます。また、それでも人数が足りなく、他の部活から生徒を借りての部活動。それでももうできないということで休部に追い込まれている部活動も実際にもう発生しております。そういう状況がありますので、小規模校の問題解決をするに当たりましては、学校統合を進めて、これらの諸問題に対応していくと、それが一番ふさわしいであろうということで、学校統合について今進めているところでございます。

クラス編成ができないことについてのお話であります。1クラスの編成ができていないかというお話がございましたけども、今、北中学校、興津中学校は1クラスの学級編成で実施しておりますが、単学級での弊害があるということが、各学校、興津中学校や北中学校から出されております。せめて2学級、3学級の学級があればいろいろな問題に対応がしやすくなるというふうに学校現場からも声が出ておりますので、そういった学校現場の声を受けながら、学校統合に向けていろいろな問題解決に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は、クラス替えをしない教育効果といいますか、教育的意味というのがあるんじゃないかと思うんです。むしろ私は、規模を大きくすればするほど教育の困難は増すのではないかと思います。それこそ、恐らく1時間かかって勝浦中学校に着いて、もっと幅広いところから集まってくる生徒、人数も多いとなってくれば、それによる困難さも一方では増大するんじゃないかと思うんです。今回の基準は、あくまでも国の手引きに基づいてやられようとしておりますけども、しかし、先ほど申し上げたとおり、58年前の手引きで12学級を基準とするということで、12学級以下の、11学級までの学校が強引に統合された。そういった結果、73年に通達が出されて、その73年通達の、無理な学校統廃合禁止と住民合意という原則だとか、小規模校の存続充実、そして学校の地域的意義、この3つの立場は、73年通達そのものは廃止されますけども、中身は引き継がれているというのが、国会でも畑野君枝議員に対してはっきり答弁されておるわけですから、今回、北中のほうでは、北中と興津中、2校の統合という案

も保護者からは出ております。私のように、今までどおり小規模校としてそれぞれの学校が存続すべきという意見もありますし、今回の提言にある勝浦中に統合という、三つどもえの案が今あるかと思うんですけども、それが拮抗したような状態でいった場合、ごり押しすることはできないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。これにつきましては、学校再編調査検討委員会の中でも、生徒数の推移もいろいろと検証しながら、3校の学校統合を進めていくのが望ましいだろうということで提言がまとめられたというふうに認識しております。また、通学距離等のお話も出てございましたが、現在、北中学校の生徒につきましては、遠い生徒は約10キロ近くのところから通学している生徒もございます。北中学校は現在、公共の交通機関がないということで、原則生徒たちは自転車通学ということになっておりますが、学校統合になった場合におきましては、今現在、通学方法といたしまして、路線バスであるとか、スクールバス等、検討しております。そういったことを利用することにより、通学の便もいろいろ解決していけるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今のまま、勝中への1校への統合、あるいは北中、興津中、2校の統合、こういう3つの案が今後拮抗した場合、ごり押しはできないと思うんですが、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今回、昨年度調査検討委員会の中でいろいろ意見を出されて、もまれて、この提言書ができ上がりましたので、教育委員会といたしましても、この提言書に沿って、この提言書を真摯に受けとめて、学校統合を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） しかし、提言書を金科玉条にして、住民の合意なしに、それをごり押しすることは絶対できない。これは国会の答弁でも73年通達を引き継ぐという答弁もありますし、73年通達が一番中心点だから、住民の合意なしにごり押しすることは絶対できないし、あってはならないと思います。

最後の国民健康保険税について1点だけお尋ねしたいんですが、短期保険証は何種類かあると思うんです。1カ月、2カ月、何カ月とか。そして資格証明書も、勝浦の場合、非常に発行件数が多い。資格証明書と短期保険証の1、2、4とかという、こういう種類分けを、どういうふうにして使っておられて、なぜほかと比べても資格証明書の発行が勝浦は多くなっているのか。これを低める。資格証明書は極力発行しない。せめて短期保険証の発行にとどめるというふうにすべきだと思うんですけど、今現状、なぜそういうふうになっているのかを説明していただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。まず資格証明書のほうでございますけども、事業の休廃止ですとか、病気など保険税を納付することができない特別な理由がなく1年以上国民健康保険税を滞納された場合については、原則として被保険者証を返還していただきまして、資格証明書を交付しております。その前に、短期保険証につきましては、同じように納期限まで

に納付されない方につきましては、督促催促等を通じまして税務相談にお越しいただきまして、一度に納付できない特別な事情があるという場合においては、分割納付、いわゆる分納誓約書によって提出していただいておりますけれども、その分納誓約によって納付していただいている間につきましては、短期の保険証で対応しております。1年以上滞納したり、分納誓約で誓約していただいた納付が約束どおり納付されない場合においては資格証明書のほうになっている。使い分けはそういう形になっております。一方で、国民健康保険においては、収納率の向上は保険運営上極めて重要なこととございまして、悪質な滞納者に対しては、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施が強く求められておるところとございまして、個々の納税者の滞納されている状況等を踏まえ、税務相談等を踏まえて、分納誓約で納付されている場合については短期の保険証で、誓約に応じない方、誓約されても誓約どおりに納付されていない方で1年以上の滞納をされた場合につきましては資格証明書の対応としております。

他市町村と比べてなぜ多いのかというご質問でございますけれども、勝浦市においては、資格証明書とか短期被保険証の取扱要綱を定めて、この基準に基づいて行っておりますが、他市では同様にやっていますけれども、結果として勝浦市の人数が多いということで、それについてどうこうということではないと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、磯野典正議員の登壇を許します。磯野典正議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 皆様、こんにちは。新創かつうらの磯野典正でございます。2期目の新たなスタートをさせていただくわけでございますが、私も、みずから掲げた5つの提案を実現させるために、この4年間は今まで以上に全力で邁進させていただく所存でございます。同僚議員の皆様、そして市長初め執行部の皆様、4年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、6月定例議会の一般質問をさせていただきます。今回は、勝浦市の農業振興について、勝浦市森林整備事業計画について質問をさせていただきます。

まず、初めに農業振興について質問をさせていただきます。本市の農業は、水稻を中心に、野菜や畜産などが営まれております。当市にとって、農業、漁業は基幹産業でございます。しかしながら、皆様もご存じのとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足、また有害鳥獣被害等により離農者が増え、耕作放棄地が増加しております。この耕作放棄地の問題については、全国各地で問題とされております。この勝浦から全国に耕作放棄地の解消策モデルを発信できるような先進事例を考えていく必要があると私は考えます。

そこで質問をさせていただきます。高齢化が進み耕作放棄地が毎年広がってきている本市として、これをどう捉えているか、お聞かせください。

1点目に、平成25年度と平成26年度の耕作放棄地の面積が市内にどのくらいあるのか、お聞かせください。

2点目、今までに担い手確保・育成に向けた取り組みをどのように行ってこられたか、お聞かせください。また、新規就農者、青年就農者の現在の状況はどのように推移しているか、お

聞かせください。

3点目、県や関係団体との連携により、今までにどのような取り組みをされてきたのか、お聞かせください。

4点目、勝浦市の今後の農業をどのように進めていこうと考えているか、お聞かせください。

次に、勝浦市森林整備事業計画について質問をさせていただきます。勝浦市の総面積は9,420ヘクタールで、そのうち森林面積は5,796ヘクタールであり、森林率は約62%と、森林資源に恵まれた地域でございます。このうちの民有林面積は4,419ヘクタールであります。農地同様に、森林も荒廃が進んでおります。森林整備事業計画の中にあるように、荒廃森林を整備していくために、市としてどのような取り組みを進めていく必要があると考えているか、お聞かせください。

1点目、荒廃が進む森林について、他団体との協議はどのようにされてきたのか、お聞かせください。

2点目、森林所有者に対して、整備や管理を促す広報はされてきているのか、お聞かせください。

3点目、今後、森林整備の活用をどのように進めていく考えかをお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終了させていただきます。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの磯野議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、今後の勝浦市の農業振興について申し上げます。

1点目の市全体の耕作放棄地の面積についてでありますけれども、平成25年が428ヘクタール、平成26年が455ヘクタールでございます。

2点目の担い手の確保・育成に向けた取り組みについてであります。国の青年就農給付金事業を活用しました取り組み、この事業につきましても、45歳未満の独立・自営就農者について年間150万円を最長5年間給付するものであります。また、夷隅農業事務所で開講しております、担い手を育成することを目的とした、農業経営体育成セミナーなどへの参加を広報等により周知しております。新規就農者は平成21年度から7名の方が就農しております。青年就農者数では、農林業センサスによりますと、49歳以下で、平成17年が33名、平成22年が28名であります。

3点目の県や関係団体との連携による取り組みについてであります。本市の水田農業は山間谷津田や小規模不整形の水田が多く、作業効率が悪く、耕作放棄地が進んでいる状況であります。このような状況の中、耕作放棄地の抑制を図るため、地域の水田を集約して、意欲ある経営体への農地の集積、農業経営の効率化を図る上でも、圃場整備を推進することが重要であります。このため、県や土地改良区、地元、いすみ農業協同組合等と連携を図りながら、圃場整備事業の事業化や、事業完了後における転作作物についての協議をしております。

4点目の今後の勝浦市の農業をどのように進めていくかということでもあります。先ほど申し上げましたとおり、圃場整備事業を実施し集団化を図ることにより、大型機械による効率的な営農に取り組む地域の担い手に農地を集積するとともに、より一層生産コストを下げるため農業機械を共同利用する、ひいては集落営農組合を組織し、地域の担い手として経営する必要がある

あると考えます。現在、名木・木戸地区や大楠地区など、圃場整備事業の手続が進んでおりまして、調査費もつけており、今後、事業の推進が図られこととなっております。

次に、勝浦市の森林整備事業計画についてであります。

1点目の荒廃が進む森林について、他団体との協議についてでございますけれども、毎年、上野地区及び総野地区の育林組合が行う杉やヒノキの間伐等の事業に対し補助をし、森林の適正な整備について協議をしているところであります。

2点目の森林所有者に対しましての整備・管理を促す広報についてでありますけれども、毎年、下刈りや枝打ち等の森林整備に係る補助事業の申し込みを回覧により周知しております。

3点目の森林資源の活用の進め方についてでありますけれども、森林の有する多面的な機能、環境保全であるとか、森林の資源利用とか、森林の機能の強化とか、こういう多面的機能を発揮するためには適切な森林整備や森林資源の利用が不可欠でありますけれども、高齢化の進展や木材価格の低迷、また、植林してから材木として出荷するまで40年から50年もの歳月が必要でありますので、収益を得るまでの期間が余りにも長過ぎるため、林業は非常に厳しく、なかなか後継者も育たない状況にあります。このため森林の適切な整備等が行われていない箇所が広く見られます。このような中、今年の2月に市内のNPO法人から、興津地区の森林において、子どもたちに自然体験や歴史の学習の場を提供したいとして、遊歩道の整備や興津城史跡周辺の整備計画が提案されました。今後は、このような団体の支援とともに、森林の所有者や地域住民が共同で森林の保全管理や里山の景観を維持するための活動を支援する国の補助事業の活用について、周知してまいりたいと考えております。

以上で、磯野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ご答弁ありがとうございます。農業振興について、まずお聞きしていきたいと思っております。耕作放棄地の面積、一昨年と昨年とを比べても、やはり増えていっているのが現状でありますけれども、耕作面積が今どのぐらいあって、耕作放棄地がその何%ぐらいになるのかというのを教えていただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。市内の農業振興地域の面積でお答えさせていただきたいと思います。平成26年の農地面積が約1,469ヘクタール、耕作放棄地面積が約455ヘクタールでございますので、その割合は約31%となっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。31%の耕作放棄地があるということでございます。私も総野地区に住んでおりますので、昔は自分の家の周りは田んぼがしっかりつくられていたものが、今となれば全く手がつけられていないような場所が目立つようになってきております。それには担い手の確保とか、2番目のところでも質問させていただいておりますけれども、育成というところで、新規就農者が平成21年度から7名、この7名の方が今も引き続き農業に従事されているのでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。7名の方も現在引き続き就農している状況でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。新たにというか、もともと市内にいらした方がこうして新規で就農されているのか、それとも外から移住された方がこういう形で農業に携わっていただいているのか、その辺はおわかりでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。まず青年給付金、こちらの交付金で受給されている方でございます。平成24年度、25年度で、個人で1名、夫婦で1組の方が受給されております。24年度は市内の方、その方が受給されてる状況でございます。平成25年度につきましては、夫婦で勝浦市内に住居を移しまして、現在就農している状況でございます。そのほかの方につきましては、例えば民間の企業に行っていた方が、30歳前後のときにこちらに戻ってきて就農している、そういった方もいらっしゃいます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。年齢はわかりませんが、若い方がこうして農業に携わってってくれる人がどんどん増えていってもらうのが一番いいことだと思うんですけども、担い手の育成というところで、セミナーとかを広報されているということもございますけども、私、この間、若い方で農業に携わっている方とお話しさせていただいたんですけども、農業をやりたいという意欲のある人が学ぶ場所、農業をやりたいんですけども、農業を指導していただける農家というのはなかなかいらっしゃらないですよという声をかけられたことがありました。というのは、専業の方というのは少ないわけですし、兼業農家の方がほとんどだと思われるんですけど、そういった方々が勝浦に来て農業をまず教わりたいと。教わって農業に従事していきたいんですけども、農家の中で、そういう受け入れ態勢があったりとかというのは、今現状あるんでしょうか。課長がわかるかどうかというのはわかりませんが、例えばそういういろんな会議とかあったときに、担い手を育成するために、担い手を受け入れする農家がありますよとか、そういった話があったりとかするんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。新規就農者が、仮に新たに就農をする場合、国の別の施策におきまして、2年間、例えば県の農業大学校に学ぶ場を設けて、そのときも給付金をいただけるんですけども、学んでから1年以内に就農するという条件がございます。ただ、その県の学校とか、法人ですか、そういったところで学ぶ、そういった現在の国の制度でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 国の制度ではあるけど、市内の農家ではそういう受け入れ態勢はとれていないという意味合いでよろしいでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。県で指導農業士の認定を受けている方もいらっしゃいますけども、現状では、今のところ受け入れはないかなと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） わかりました。やっぱり受け入れ態勢みたいなものがある程度ないと、じゃあ

耕作放棄地を減らすために、これから圃場整備をしていきたいと思いますという中で、場所はきれいにしましたよ、だけど農業に携わろうとする人がいらっしやらなかったりという可能性も今後は出てくるかもしれないですよ。形がきれいになっていけば、そこで農家の方たちが組合をつくったり、何か考えて、大型機械でという、さっき市長のほうからも答弁をいただきました。そういう形もあるのかと思うんですけども。その中で、農家の方たちが、自分が今やっているものを次に継続していくためというか、指導するというものがなかなかそこにはないということですが、そうすると、どんどん、どんどん人が減っていつてしまうんじゃないかなと。やりたいという人たちが受け入れてもらえる場所がないというのは、やはり難しいことではないのかなと私は思うんですけども、そういった中で、先ほど圃場整備の推進が重要だとお話ありましたけども、実際、県とか土地改良区とかJAと連携をされて、今後の農業についてとか、いろいろな話もされているでしょうけども、若者を受け入れる態勢というか、そういった協議は今されているのでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。若者の受け入れ態勢、新規就農者の受け入れ態勢につきましては、各地区におきまして、人・農地プランというものを作成してございます。これにつきましては、地域の農家の方たちが皆さん集まりまして、今の現状や、今後の農業をどういった形で進めていくのか、また担い手をどうやって確保していくのか、こういった計画をつくりながら行っているところでございます。現在、市内においては3地区でプランの作成が終わっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 市内の3地区でプランはできているということですが、もし差し支えなければ、地区によってどのようなプランが立てられているのか、もしわかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。例えば新規就農者で夫婦の方が、地区では杉戸地区に見えました。この方は青年就農給付金を受給するに当たりまして、人・農地プランを杉戸地区全体で作成したものでございます。最初は、農業経営を行っておりませんので、5年後ぐらいの計画で、こういったものをつくっていきたいということで計画しております。杉戸の方は主に養蜂業、こちらに露地野菜、そういったもので現在就農しているところでございます。

また、平田地区におきましては、個人の方が、平田地区の農家の方と計画を作成いたしまして、露地野菜や花卉栽培ですか、そういったものにおいて計画作成したところでございます。

つい最近では、関谷地区で、こちらも新規就農者でございまして、まだ給付金の交付はしてございませんけども、この方は、早く言えば相続とかで得た農地をもとの農地に復元して、水稲とか露地野菜、または加工品をつくりたいという計画で、現在進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ご丁寧にご説明ありがとうございます。他団体との連携というところで、青年就農者の説明をしていただきましたけども、いろんな実例とかを見ていると、私が本とか

いろんなので調べていくと、結構行政がどうのという話ではないと思うんですけど、その中でも、行政と他団体との連携という部分で進められているところが非常に多いのかなというのを見受けられます。そして、その他団体というのは、その地域にある農業協同組合、JAの力の強さというか、働きの部分で、地域のために組合が動いているというところが目につくところがあるんですけども、実際今、農協、他団体の方々と行政の担当課のほうが今後の地域づくりについて話し合いをするというのは、されているということ为先ほどご答弁いただいているんですけども、どんな協議をされていていっているのかなというのが私は非常に気になる場所なんですけども、耕作放棄地は今始まったものではないと思うんです。ずうっと前からこの問題は上がってきている中で、これについていろいろ協議をしてきた中で今があると思うんですけども、今現状、そういう団体とはどういうお話をされているのかなというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。JAを含めました、ほかの団体との協議でございますけども、こちらには、先ほどご答弁いたしました人・農地プランを作成するに当たり、こちらを認定してよいかどうかの、そういった協議の団体、担い手育成協議会というのがございます。こういったところに、県とか土地改良区、またJAも加わってございます。ここでも、今それこそ農地が、耕作放棄地とか、このいすみ管内で担い手が不足しているということで、JAのほうに、例えば勝浦以外の地区ではどういう現状なのか、また、少しでも耕作、作付するためにはどういったものがよいのかということ伺っているところでございます。また、その中でも、県の夷隅農業事務所の改良普及課も入っておりますので、現在は、圃場整備の整備後に、どういった作物が勝浦で合うのかということで協議しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。まずは圃場整備を推進するということであると思うんですけども、その後の作物というのは、前にもお話をいろいろ聞いた中では、菜花とか、いろいろなものを県のほうからも推進されているというようなお話もされておりましたので、まずは圃場整備を推進していただいて、その後にそういったところを詰めていただければと思いますが、1点、私が見せていただいた本の中で、一つの事例ですけど、大分県の日田市というところに、農業協同組合の方が経営をされているというか、主でやっていらっしゃるんですけども、農家レストランの始まりはそこからきているというような地域ですけど、人口3,800人の小さな町で、70%が山林だという地域でございます。大山農協というところですけども、ここでは、直営のレストランとか直売所で約8件を運営していて、レストランだけの売り上げでも16億円を売り上げると。商品の出荷とか加工製品の販売とかキノコの栽培なども含めると、年間で56億円もの売り上げを出しているというようなところもありました。そこに所属している農家で年収1,000万円クラスのところも100件ぐらい生まれたというような地域もあります。こうするべきだという話ではないですけども、関係者、農業に従事されている方も含めて、行政としてもそうだと思うんですけど、我々としてもそうだと思うんですけど、どこから手をつけていいのかがわからないとか、そういった部分もあるんじゃないかなと思います。これからの農業をどういうふうにしていったら、若者がここに農業をしてもらってとか、そうい

ったものを考えていったりするときには、先進事例というのは学ぶべきだと思うんです。そういった中で、今後、市長もおっしゃられていたんですけども、道の駅の推進とか、行川アイランドの跡地の再開発とか、いろいろ明るい話題も出てきているわけですけど、農地をうまく活用して、農作物ができて、そういったところで販売ができるというためには、農業に携わっていただく方がいなきゃいけないし、生産されるものもなければいけないという、いろいろ考え方があると思うんですけども、せっかく、勝浦芸術文化交流センター、キュステができて、この施設を使って、これからの勝浦の農業について考えるシンポジウムみたいなのを、僕は行政発信でやっていただけないかなというのがあります。それについてはいかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。先進事例を学ぶことはやはり必要なことかと思っております。先進事例を学ぶということで、近年では、先ほどご答弁いたしました圃場整備が第一の優先でございましたので、圃場整備実施地区で、例えば集落営農とか転作作物の視察も行ったところでございます。ただ、今後でございますけども、議員のお話のありましたキュステなどの施設を使ってのシンポジウムとかを開催してはどうかということでございますけども、それぞれ独自のものがございますけども、その辺につきましては、また今後研究、検討していければと思えます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 今は、それこそ農女子と呼ばれる、女性を巻き込んだ農業というものもありますし、僕は、地域にある資源をうまく活用して地域の活性を図っていただきたいと思いますと思うんですけども、それには農業も大きな部分だと思いますので、ぜひ前向きに、市民の人たちが、海のほうに住んでいる人たちも含めて、農業についてももう一度考えてもらうような場所づくりをしていただければと思います。

続きまして、森林整備事業についてお伺いしますが、育林組合が総野と上野地区にあるとお聞かせいただいたんですけども、活動の内容というのはどんなものなのか教えていただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。活動内容ですけども、主に、所有者におきまして、植林した杉やヒノキの下刈りや間伐ですか、そういったものを行っていることが実情でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 山の所有者の集まりが育林組合というふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。個々所有者が集まりまして、上野地区、総野地区、それぞれにおきまして育林組合をつくっているところでございます。山林所有者です。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 育林組合の方々がそうやって下刈りをしたりとかされているということでございますけども、所有者の方々でも、整備、管理ができないという方々も多いと思います。森林整備の補助事業などを回覧で周知していますよというようなお話でしたが、実際管理がされ

ていないのが私は現状だと思います。それは、できるのにできていないのではなくて、やろうと思ってもできない環境になっているというのも事実だと思うんですが、去年の2月に大雪が降って、倒木だったり、崖崩れだったりが発生して、場所によっては長期間の通行どめになってしまった地域もあつたり、停電が長く続いたり、大変な状況だったのは皆さんも記憶されていると思うんですけども、道路に倒れてきた倒木に関しては、撤去したのは多分所有者の方じゃないと思うんです。所有者の方もやっているかもしれないですけど、緊急的に行政だったり地域の方々であつたのではないかなと思うんです。もちろんこれも想定外の大雪でもあつたし、いろいろなことが重なってああいうことが起きたのかもしれないですけど、あんなに何カ所も、うちのほうの地域でも多くの場所で地滑りがあつて、山が荒れていっているというのはあるんですけども、これからの季節も含めて、同じようなことが考えられると思うんです。梅雨に入りました。または夏の局地的な豪雨も予想されるし、最近は大きな台風が来たりということも多くなっている中で、森林所有者の方々にも、それなりにしっかりと管理をしていただくということを、もっと積極的に促すべきだと私は思うんです。自分ではできない、だけど他人に頼んだらできるということもあると思うんです。私、在に住んでいますけど、山があつたり田んぼを持っている家に生まれたわけじゃないので、その大変さというのはわかりませんが、でも、やはり自分が所有している場所でありますから、それを管理するというのは当たり前の世界になっていくんじゃないかなと思いますので、そういったことを考えたときに、回覧だけではなくて、もうちょっと広報の仕方というのがあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。確かに現状では回覧で補助事業の広報をしているところでございます。議員からご質問があつたように、森林所有者でもなかなか管理し切れないところも出ておるのが現状でございます。今後、所有者による管理の広報につきましては、また担当課、こちらでも考えてみたいと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） よろしく申し上げます。計画の中にもあるんですけども、地域住民の参加など幅広い層により森づくりを支援していただくようにとあります。そういった部分を考えたときに、行政だけではなく、土地の持ち主の方も含めて、これからの森林整備というものは考えていっていただきたいと思います。この地域には恵まれた森林資源があるわけでございますから、やり方によっては生きるのではないかなと思います。ですので、計画の中にも推進方策というところにうたつてあるんですけども、まきだったり、キノコの原木だったり、木質のバイオマスの資源を含めて、積極的に活用するというふうに書かれています。この計画は本年度から平成37年の3月31日までの計画になっております。ぜひ積極的に活用するという計画を進めていっていただきたいと思いますが、こういった計画を立てる中で、例えば木質バイオマス資源をとった場合に、何かしら方法があつて計画を立てていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。仮定として議員よりご質問のバイオマス資源につきましては、大量の木材とか竹材が必要になってくると思います。ですので、バイオマスとして事業ができるのかどうか。それも、勝浦市で独自でできるのか。県南地域、または県内

全体でやらないとできないのか。こういったことにつきましては研究していかなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。広域でそういったことも考えられると思いますので、整備計画が計画で終わらないように、ぜひ実施していただけるような形で進めていただきたいと思います。勝浦としてのブランドづくりというところで、森林の整備とか、耕作放棄地の活用といった部分で、他の地域のモデルになるような場所づくりというか、提案とかを、行政だけではなくて、民間の市民の人たちと一緒に考えていって、ぜひ、すばらしい勝浦ブランドというものを創出できるようにしていただければと思います。

私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（寺尾重雄君） これをもって磯野典正議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明6月11日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後3時13分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問